

## 取引説明書

外国為替証拠金取引  
外国為替オプション取引  
株価指数CFD取引  
商品CFD取引  
貴金属証拠金取引  
貴金属オプション取引

### サクソバンクFX株式会社

第一種金融商品取引業者

登録番号：関東財務局長（金商）第239号

加入団体：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会、日本投資者保護基金

住所：〒106-0041 東京都港区麻布台1-7-2 神谷町サンケイビル10F

ウェブサイト：<http://www.saxobank.co.jp>

電子メール：[info@saxobank.co.jp](mailto:info@saxobank.co.jp)

電話：0120-007-390

■外国為替証拠金取引、外国為替オプション取引、貴金属証拠金取引、貴金属オプション取引、株価指数CFD取引および商品CFD取引をご検討されるにあたっては、この取引説明書、取引約款その他当社から交付される資料をよくお読みいただき、内容を十分にご理解ください。ご不明な点等がございましたら、ご遠慮なく当社管理部までご連絡ください。

■この取引説明書は2010年7月26日付（第2版）であり、これより前のバージョンはこの取引説明書に差し替えられます。最新の取引約款と併せてお読みください。最新の取引説明書、取引約款は当社ウェブサイトにてご覧になれます。取引説明書、取引約款その他の補足文書、資料および更新のご案内等は、必ず保管のうえご参照ください。

GC\_03\_20100802



THE SPECIALIST IN  
TRADING & INVESTMENT

この取引説明書（以下「本取引説明書」といいます。）は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、以下の取引を行う上でのリスクや留意点、また取引のしくみや規則等が記載されています。これらの取引を行うにあたっては、あらかじめ本取引説明書を十分にお読みいただき、ご不明な点等は当社管理部までご連絡ください。

1. 金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引
  - ・同項第2号に規程する取引…外国為替証拠金取引、株価指数CFD取引
  - ・同項第3号に規程する取引…外国為替オプション取引
2. 金融商品取引法第35条第2項に規定する金融商品取引業者の兼業業務に係る取引
  - ・商品CFD取引、貴金属証拠金取引、貴金属オプション取引

これら6種類の取引（下記の「リスク等重要事項について」では「本取引」といいます。）は、元本および利益が保証された取引ではなく、取引対象の価格の変動により損失が生じることがあります。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。さらに、損失の額は当社にお預けいただく金銭（取引証拠金）の額に限定されず、それを上回る可能性もあります。したがって、お客様がお取引を開始される場合または継続して行われる場合には、本取引説明書のみでなく、取引のしくみやリスクについて十分にご研究いただき、お客様自身が、お取引に関する知識、経験、資力および投資の目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、お客様の責任においてお取引いただくようお願いいたします。

## リスク等重要事項について

### ■価格変動のリスク

本取引はハイリスク・ハイリターンな取引であり、投資元本が保証された取引ではありません。本取引では、以下に掲げる取引対象の価格変動等により利益または損失が発生します。

取引の種類	取引対象
外国為替証拠金取引	通貨（スポット取引）の価格
貴金属証拠金取引	貴金属（スポット取引）の価格
株価指数CFD取引	株価指数取引または株価指数先物取引の価格
商品CFD取引	商品先物取引の価格
外国為替オプション取引	外国為替証拠金取引の価格
貴金属オプション取引	貴金属証拠金取引の価格

### ■証拠金取引のリスク

本取引（外国為替オプション取引および貴金属オプション取引の買いの場合を除きま

す。)では、お客様が当社に預託した金銭である取引証拠金よりも多額の取引を行うことが可能であるため、利益または損失の額がそれに比例して大きくなり、損失の額が取引証拠金の額を上回る可能性があります。

#### ■流動性のリスク

取引対象が取引される市場は、世界各国の経済や政治の情勢、規制、事故、天災地変、紛争、政変、需給関係、他の金融市場の動向等の様々な要因に影響を受けます。そのような状況の変化によっては、取引対象の市場の流動性（取引量の厚み・多寡のことです。）が低下し、新規のお取引あるいは建玉（未決済の取引。ポジションともいいます。）を決済することが困難あるいは不可能なことがあります。

#### ■スプレッドのリスク

本取引では、売り価格と買い価格にスプレッド（価格差）があり、お客様から見た買い価格（アスク=Ask）はお客様から見た売り価格（ビッド=Bid）よりも高くなります。また、本取引の取引対象の価格が急変動したり流動性が低下するなどの状況によっては、スプレッドが拡大する、あるいは価格そのものを提示することができないことがあります、お客様が意図した取引ができない可能性があります。

#### ■ロスカットのリスク

本取引（外国為替オプション取引および貴金属オプション取引の買いの場合を除きます。）では、取引対象の価格変動によりお客様の建玉について評価損が発生するなどして、取引証拠金の使用率が当社の定めるロスカット基準に達した場合は、お客様に事前に通知することなく、当社の任意の方法により未約定の注文すべてを失効し、お客様の建玉すべてを自動的に反対売買いたします（原則として、当社は未約定の注文の失効および反対売買の執行を速やかに行います。）。これを自動ロスカットといいます。自動ロスカットによって確定した損失についてもお客様が責任を負うこととなります。取引対象の価格が大きく変動した場合等、自動ロスカットの注文が執行されるタイミングによってはお客様が差し入れている取引証拠金の額以上の損失が生じ、取引証拠金の残高が不足する可能性もあります。この場合でも、その決済で生じた損失についてお客様が責任を負うこととなります。

#### ■逆指値注文のリスク

逆指値注文（ストップ注文）は、注文水準に達した場合に成行注文が執行されるため、注文価格と約定価格に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。

#### ■為替相場のリスク

取引証拠金は日本円のみを受け入れとし、有価証券や外貨の受け入れはいたしません。本取引はすべて日本円での決済となりますので、外貨建て銘柄のお取引は、為替相場

の変動に影響を受けます。

#### ■ 契約終了のリスク

お客様が所定の日時まで取引証拠金を差し入れ、または預託しない場合や、取引約款の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、お客様が損失を被った状態で当社がお客様の建玉の一部または全部を決済する場合があります。この場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うことになります。

#### ■ 決済期限等のリスク

商品先物取引を原資産とした商品CFD取引の限月、最終売買日、清算日および清算値は、原資産の限月、最終売買日、清算日および清算値に準じます。最終売買日の取引時間終了までに決済されなかったお客様の建玉は、清算値により自動的に決済されます。株価指数CFD取引では、原則として最終決済日といった決済期限がありません。ただし、株式併合、株式分割等の権利処理等が行われる場合または当社において決済期限の必要が生じた場合は、決済期限が設定されることがあります。外国為替オプション取引と貴金属オプション取引の権利行使はあらかじめ定められた満期日のみ行うことができます。

※外国為替証拠金取引と貴金属証拠金取引には決済期限はありません。

#### ■ 信用上のリスク

本取引はお客様と当社の相対取引であり、お客様の注文は当社が相手方となって成立させます。取引所への取次ぎは行いませんので、当社の信用状況によっては、損失が生じるおそれがあります。当社は、お客様との取引から生じるリスクを軽減するためにカバー取引を次の業者と行います。

サクソバンク（英語表記：Saxo Bank A/S）

- ・ 業務内容：金融デリバティブ取引サービスの提供
- ・ 本店所在地：デンマーク王国コペンハーゲン
- ・ 監督庁：デンマーク金融庁

そのため、カバー取引先の信用状況の変化により、お客様に損失が生じるおそれがあります。また、カバー取引先を規制する海外の法令規則等の影響を受ける可能性があります。さらに、当社およびカバー取引先、または当社が預入・預託する金融機関の業務・財産の状況が悪化した場合等、取引証拠金その他のお客様の資産の返還が遅延し、または困難になることで、お客様が損失を被る可能性があります。

※カバー取引とは金融商品取引業等に関する内閣府令第94条第1項第1号において定義される取引です。

※当社ではお客様との取引とカバー取引を一連の処理として逐一自動的に行っております。

※サクソバンクは当社の100%親会社です。

**■システム上のリスク**

取引に関連したシステム（お客様、当社、カバー取引先、通信会社、プロバイダーなどの通信回線、通信機器、コンピュータ等）の不具合などにより、一時的または一定期間にわたって注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

**■スワップポイントのリスク**

外国為替証拠金取引および貴金属証拠金取引では、取引対象である通貨の金利や貴金属リースレート等に連動してスワップポイントの受け取りまたは支払いが生じます。スワップポイントは通貨や貴金属の組合せごとに異なりますが、通常は受け取り額よりも支払い額の方が多く、金利またはリースレートの変動により受け取りから支払いに転じることもあります。

**■オーバーナイト金利のリスク**

株価指数CFD取引では、建玉に対してオーバーナイト金利が発生します。原則として、買い建玉に対してはお客様の支払いとなり、売り建玉の場合はお客様の受け取りとなります。ただし、オーバーナイト金利は当該建玉に係る原資産の通貨の金利水準によっては、売り建玉でもお客様の支払いとなることがあります。オーバーナイト金利は上記金利水準の変動などによって毎日変動します。なお、オーバーナイト金利がお客様の支払いの場合はお預かりしているお客様の取引証拠金から差し引かれ、受け取りの場合は加算されます。

※商品CFD取引ではオーバーナイト金利の受け払いは発生しません。

**■配当等調整金のリスク**

株価指数CFD取引では、建玉に対して配当等調整金の受け払いが発生します。売り建玉についてはお客様の支払いとなり、買い建玉についてはお客様の受け取りとなります。配当等調整金がおお客様の支払いの場合はお預かりしている取引証拠金から差し引かれ、受け取りの場合は加算されます。

※商品CFD取引では配当等調整金の受け払いは発生しません。

**■取引口座の管理・維持に係る手数料**

本取引では、取引口座の管理・維持に係る手数料は無料です。

**■取引に係る手数料****①外国為替証拠金取引**

取引のコース（ミニ、スタンダード、FX CHOICE）によって異なります。ミニとスタンダードは売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず原則として無料ですが、FX CHOICEでは1万通貨単位あたり0.5ドル相当額が課金されます。また、スタンダードとFX CHOICEでは、当社が定める取引数量未満の注文が約定した場合は1取引あたり10ドル相当のミニマムチャージ（小口取引取扱手数料）が課金されます。

## ②株価指数CFD取引および商品CFD取引

売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず原則として無料です。ミニマムチャージの設定もありません。

## ③貴金属証拠金取引、外国為替オプション取引および貴金属オプション取引

売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず原則として無料です。ただし、当社が定める取引数量未満の注文が約定した場合は1取引あたり10ドル相当のミニマムチャージが課金されます。

### ■取引証拠金

本取引を行うには、取引証拠金の預託が必要となります。必要となる取引証拠金の額は、当社が定める計算式によって算出されます。取引証拠金は日本円のみを受け入れとし、有価証券や外貨の受け入れはいたしません。また、必要な取引証拠金は、銘柄等によって変わりますし、規制や制度の変更、または当社の判断により合理的に変更することがあります。そのため、取引証拠金の追加預託等が必要となる場合があります。必要な取引証拠金は、当社ウェブサイトや取引システムの画面にてご確認ください。

### ■分別管理

お客様からお預かりした取引証拠金は、日証金信託銀行株式会社（東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号）への金銭信託により、当社固有の財産とは分別して管理されます。ただし、金銭信託においても、お客様が預託された金額の元本を保証するものではありません。

### ■取引口座の区別

本取引では以下の区分ごとに取引口座が開設されます。各取引口座はそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。

- ①外国為替証拠金取引および外国為替オプション取引の各取引コース
- ②株価指数CFD取引
- ③商品CFD取引、貴金属証拠金取引および貴金属オプション取引

### ■クーリングオフ

お客様の注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

## 当社（金融商品取引業者）の概要

商号	サクソバンクFX株式会社
金融商品取引業者区分	第一種金融商品取引業者
登録番号	関東財務局長（金商）第239号
所在地	〒106-0041 東京都港区麻布台1-7-2 神谷町サンケイビル10F
連絡先	電子メール：info@saxobank.co.jp 電話：0120-007-390
ウェブサイト	<a href="http://www.saxobank.co.jp">http://www.saxobank.co.jp</a>
自主規制機関	日本証券業協会 社団法人金融先物取引業協会
投資者保護基金	日本投資者保護基金
認定個人情報保護団体	日本証券業協会

\*当社が取り扱う店頭デリバティブ取引は、日本投資者保護基金の補償対象ではありません。

\*当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

## 目次

### 第1章 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引

【1】取引の方法	10
1. 外国為替証拠金取引とは	10
2. 貴金属証拠金取引とは	10
3. 発注単位と最低取引数量	10
4. スプレッド	11
5. 取引コース	11
6. 取引にかかる諸費用	14
7. 取引証拠金	14
8. 最小変動幅	14
9. 注文方法	15
10. 決済方法	15
11. 自動ロスカット	15
12. スワップポイント	15
13. ロールオーバー処理	16
14. 取引時間	16
15. 両建取引	16
16. プラットフォーム	16
【2】取引証拠金	16
1. 取引証拠金の差し入れ	16
2. 必要証拠金と必要証拠金率	17
3. スワップポイントの取り扱い	17
4. 純資産の計算と証拠金使用率	17
5. 自動ロスカット	17
6. 取引証拠金の返還	18

7. 取引証拠金の保管方法	18
<b>第2章 外国為替オプション取引・貴金属オプション取引</b>	
【1】オプション取引の基礎	19
1. オプション取引とは	19
2. オプション取引の基本となる取引	19
3. 取引の流れ	20
4. 権利行使のルール	21
5. プレミアムの変動要因	21
【2】取引の方法	22
1. 取引コース	22
2. スプレッド	22
3. 取引にかかる諸費用	23
4. 買付け代金	23
5. 取引証拠金	23
6. 注文方法	24
7. 決済方法	24
8. 権利行使と権利放棄	24
9. 自動ロスカット	24
10. スワップポイント	24
11. ロールオーバー処理	24
12. 取引時間	25
13. プラットフォーム	25
【3】取引証拠金	25
1. 取引証拠金の差し入れ	25
2. 必要証拠金	25
3. 純資産の計算と証拠金使用率	25
4. 自動ロスカット	26
5. 取引証拠金の返還	26
6. 取引証拠金の保管方法	26
<b>第3章 株価指数CFD取引・商品CFD取引</b>	
【1】取引の方法	27
1. CFD取引とは	27
2. 取り扱い銘柄	28
3. 株価指数CFD取引	28
4. 商品CFD取引	29
5. 取引金額	30
6. 取引コース	30
7. 取引にかかる諸費用	30
8. 取引証拠金	30
9. 最小変動幅	30
10. 注文方法	30
11. 決済方法	30
12. 自動ロスカット	31
13. オーバーナイト金利と配当等調整金	31

14. ロールオーバー処理	32
15. 取引時間	32
16. 両建取引	32
17. プラットフォーム	32
<b>【2】取引証拠金</b>	27
1. 取引証拠金の差し入れ	32
2. 必要証拠金と証拠金率	33
3. オーバーナイト金利等の取り扱い	33
4. 純資産の計算と証拠金使用率	33
5. 自動ロスカット	33
6. 取引証拠金の返還	34
7. 取引証拠金の保管方法	34
<b>第4章 共通事項</b>	
<b>【1】プラットフォーム</b>	35
1. プラットフォームの種類	35
2. 注意事項	36
3. TradeMaker	36
<b>【2】注文方法</b>	37
1. 注文の指示	37
2. 注文の種類	37
3. 注文の有効期限	38
4. スプレッド	39
<b>【3】自動ロスカット</b>	39
<b>【4】決済に伴う金銭の授受</b>	40
1. 決済の方法	40
2. 差金決済に伴う金銭の授受	40
3. 不足金	40
<b>【5】各種書面の電子交付</b>	40
1. 電磁的方法による書面の交付	40
2. 書面の種類	40
3. 電子交付の方法	41
4. 確認事項	41
<b>【6】リスク</b>	41
1. 本取引は投機的な取引です	41
2. 市場と相場に関するリスク	41
3. 異常レートに関するリスク	42
4. 取引のしくみに関するリスク	42
5. 取引システム等に関するリスク	43
6. カバー取引に関するリスク	43
7. 法規制リスク	44
8. 非規制市場	44
9. 当社の債務履行に関するリスク	44
10. オプション取引に特有のリスク	44

【7】 税の取り扱い	44
1. 収入と所得	45
2. 雑所得と確定申告	45
3. 損益の合算と繰り越し	45
4. 税率	45
5. 支払調書の提出	45
【8】 本人確認	46
1. 本人確認の方法	46
【9】 個人情報の取り扱い	46
1. 個人情報の取り扱いについて	46
2. 機微情報の取得・利用等について	47
3. 通話の記録	47
【10】 取引開始の手順	47
1. 取引口座の開設	47
2. 取引証拠金の差し入れ	48
3. 注文	48
4. 取引報告書の交付	48
5. 決済	49
6. 取引口座の解約	49
7. インサイダー取引	49
8. その他	49
【11】 会社概要と連絡先	49
1. 会社概要	49
2. 沿革	50
3. 連絡先	50
4. 業務の内容および方法の概要	50
【12】 禁止行為	50
【13】 取引に関する用語集	52

■記述に関する注記

1. 本取引説明書では、「取引約款」は個人用のものをさします。
2. 本取引説明書では、米国ドルはドル、英国ポンドはポンド、オーストラリアドルは豪ドル、カナダドルは加ドルと表記します。

## 第1章 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引

### 【1】取引の方法

#### 1. 外国為替証拠金取引とは

外国為替証拠金取引（以下「FX」といいます。）は、為替相場の変動を利用して利益を得ようとする取引です。ある通貨が安いときに買って高くなったときに転売（※1）すれば利益を得ることができます。また、ある通貨が高いときに売って下がったときに買戻し（※2）をすれば、やはり利益を得ることができます。一方、為替相場の予測を誤った場合は、損失を被ることとなります。

FXでは、買い注文を出すにあたって総代金を用意する必要はなく、また、売り注文を出すにあたってその通貨を用意する必要もありません。かわりに、取引を行ううえでの担保となる取引証拠金を当社に預託していただきます。こうしたしくみを証拠金取引といいます。取引の決済はすべて売買差金の受け渡しによって行われる差金決済方式で、実際に通貨の受け渡しを行うことはできません。

※1：転売（てんばい）とは、買い建玉を差金決済することです。

※2：買戻し（かいもどし）とは、売り建玉を差金決済することです。

#### 2. 貴金属証拠金取引とは

貴金属証拠金取引（以下「MX」といいます。）も基本はFXと同じで、貴金属相場の変動を利用して利益を得ようとする取引です。例えば、金が安いときに買って高くなったときに転売すれば利益を得ることができますし、金が高いときに売って下がったときに買戻しをすれば、やはり利益を得ることができます。一方、貴金属相場の予測を誤った場合は、損失を被ることとなります。MXでは、金/円（円建ての金相場）、金/ドル（ドル建ての金相場）などのペアが用意されていますが、FXにおける通貨どうしのペアと同じように扱われます。そのため、貴金属を一つの通貨とみなすと分かりやすいかもしれません。また、MXも、証拠金取引のしくみを採用しており、決済方法は差金決済のみで、実際に貴金属の受け渡しを行うことはできません。

以下、通貨どうしのペアを通貨ペア、貴金属と通貨のペアを貴金属ペアとすることにします。また、FXとMXをあわせて本取引とすることにします。

#### 3. 発注単位、最低取引数量、取引金額

##### 3-1. FXの発注単位と最低取引数量

当社のFXでは、どの通貨も1通貨単位（例えばドル/円なら1ドル単位）で発注できますが、通貨ごとに最低限の取引量（以下「最低取引数量」といいます。）が決められており、それよりも少ない数量での発注はできません。最低取引数量は主要な通貨ペアでは1,000通貨単位となっていますので、ドル/円であれば1,000ドル以上1ドル単位で注文数量を決めることができるわけです。

### 3-2. MXの発注単位と最低取引数量

当社のMXでは金と銀を扱っています。どちらも1トロイオンス(※3)単位で発注できますが、組み合わせる通貨ごとに最低取引数量が決められており、それよりも少ない数量での発注はできません。例えば、金/円の最低取引数量は10トロイオンスとなっていますので、10トロイオンス以上1トロイオンス単位で注文数量を決めることができます。

※3：トロイオンスは主に貴金属に用いられる重量の単位で、1トロイオンスは約31.1035グラムです。

### 3-3. 取引金額

本取引で想定される取引額面の総額(想定元本)を取引金額と言い、以下の計算で求められます。

・取引金額 = 約定価格 × 約定数量

取引に必要な取引証拠金は取引金額に対する比率として定められています。詳しくは「【2】取引証拠金」をご参照ください。

## 4. スプレッド

当社は、通貨ペア、貴金属ペアごとに売り価格と買い価格を常に同時に提示します。これを2ウェイプライスといいます。お客様から見た売り価格をビッド(Bid)、お客様から見た買い価格をアスク(Ask)といいます。ビッドとアスクにはスプレッドと呼ばれる価格差があり、アスクのほうがビッドよりも高くなります。したがって、スプレッドは取引を行ううえでお客様が負担するコストとなります。また、本取引の取引対象の価格が急変動したり流動性が低下するなどの状況によっては、スプレッドが拡大する、あるいは価格そのものを提示することができないことがあります、お客様が意図した取引ができない可能性があります。

## 5. 取引コース

当社のFXには、取引できる通貨ペアやスプレッドなどの取引条件が異なる三つの取引コースがあります。MXには特に取引コースの設定はなく、取引条件は一種類です。

取引口座はFXのコースごとに開設する必要がありますが、複数の口座を開設することも可能です。また、MXはFXとは別の取引口座を開設する必要があります。詳しくは「5-1-5. 複数コースの開設」や「第4章 共通事項-【10】取引開始の手順」をご参照ください。

### 5-1. FXの取引コース

FXでは、ミニ、スタンダード、FX CHOICE の三つのコースをご用意しています。大きく分けるとミニとスタンダードは幅広い投資家の皆様にご利用いただけるよう設計されており、FX CHOICE は大口取引をされる投資家様むけに設計されています。具体的な違いを、ミニとスタンダード、そしてFX CHOICE に分けてご説明します。

#### 5-1-1. ミニとスタンダード

ミニは、初心者の方や当社のプラットフォーム(取引システム)を試してみたいという方のニーズを重視したコースです。取引できる通貨ペアが限られますが、数千円程度のごく少ない取引証拠金からでも取引ができます。ただ、当社に預託できる取引証拠金の上限が決められており、300万円までとなっています。これを超える場合には、超える部分についてご出金をしていただく必要があります。

スタンダードは、当社が扱う全ての通貨ペアが対象となり、スプレッドもミニより狭く設定されているペアが多くあります。ただし、初めて取引証拠金を預託していただく際の最低額が10万円以上となります。また、スタンダードでは一回の取引が一定数量未満の約定となった場合にはミニマムチャージ(小口取引取扱手数料)という手数料が課金されます。

	ミニ	スタンダード
通貨ペアの数	約 21 ペア	約 150 ペア
スプレッドの例	ドル／円で 3 銭	ドル／円で 2 銭
預託できる取引証拠金の上限	300 万円	指定なし
初めて預託する取引証拠金	指定なし	10 万円以上

\*通貨ペアの数は変更されることがありますので、当社ウェブサイトまたはプラットフォームでご確認ください。

スタンダードを選択された場合で、初めて預託された取引証拠金が 10 万円に満たない場合の措置は、原則として当社の指定する日時までに指定する金額を追加で預託していただくか、預託された全額をお返しするかのいずれかとなりますが、それらはお客様のご事情を考慮のうえ当社が判断させていただきます。

### ●目標スプレッド

為替市場の平常時における主要ペアの目標スプレッドは以下の通りです。詳細については、当社ウェブサイトでご確認ください。

	ミニ	スタンダード
ドル／円	3 銭	2 銭
ユーロ／円	3.5 銭	2.5 銭
ポンド／円	7 銭	5 銭
豪ドル／円	6 銭	3 銭
ユーロ／ドル	0.0002 ドル	0.0002 ドル
ポンド／ドル	0.0004 ドル	0.0004 ドル

\*スプレッドは為替相場の値動きが激しくなったり、流動性が低下したりした場合などには広がる場合がありますので注意が必要です。

## 5-1-2. FX CHOICE

FX CHOICE は、世界中のトレーダーから高い評価を得ている SAXO BANK の大口注文執行能力と、銀行間取引なみの狭いスプレッドを組み合わせることで、大口の取引をスムーズかつ低コストで行っていただくことができるコースです。以下は、標準となる参考スプレッドの例ですが、相場が平穏で市場の流動性も確保できる条件下であれば、さらに狭いスプレッドを提供いたします。逆に、相場の変動が激しくなったり市場の流動性が低下したりすると広がる場合もあります。

参考スプレッド			
ドル／円	0.6 銭	豪ドル／円	1.8 銭
ユーロ／円	1.5 銭	ユーロ／ドル	0.00006 ドル
ポンド／円	3.5 銭	ポンド／ドル	0.0002 ドル

### ●取引手数料

FX CHOICE では外付けの取引手数料をいただきます。基本は 1 万通貨単位あたり片道 0.5 ドル相当額となっています。例えばドル／円の場合で、仮に 1 ドル=100 円とすると、100 万円相当の取引に対して 50 円の手数料となり、取引額に対する比率は 0.005% です。新規・決済の合計でも 100 円ですみます。第 2 通貨（ペアの右側の通貨）が円以外の場合では、いったんその通貨で手数料が計算され、ロールオーバー処理時に円換算されて課金されます。また、FX CHOICE では 1 ヶ月の取引量が基準を超えると、翌月の取引手数料が引き下げられるしくみになっています。具体的な基準は当社ウェブサイトでご確認ください。

\*ロールオーバー処理の詳細については「13. ロールオーバー処理」をご参照ください。

●初めに預託する証拠金

**FX CHOICE** では初めて取引証拠金を預託していただく際の最低額が 100 万円以上となります。この額に満たない場合の措置は、原則として当社の指定する日時までに指定する金額を追加で預託していただくか、預託された全額をお返しするかのいずれかとなりますが、それらはお客様のご事情を考慮のうえ当社が判断させていただきます。

5-1-3. ミニマムチャージ

スタンダードと **FX CHOICE** では、ミニマムチャージ（小口取引取扱手数料）が設定されていますのでご注意ください。主な通貨ペアでミニマムチャージがかかる約定数量は以下のとおりです。例えばドル/円であれば、1回の注文が5万ドル未満の約定にはミニマムチャージが課金されます。ミニマムチャージは約定数量にかかわらず一律に10ドル相当額で、新規建玉時、決済時のいずれでも発生します。例えば4万ドルの約定でも1万ドルの約定でも、往復で20ドル相当額が課金されることとなります。

ミニマムチャージ課金基準			
ドル/円	5万ドル未満	ユーロ/ドル	5万ユーロ未満
ユーロ/円	10万ユーロ未満	ポンド/ドル	5万ポンド未満
ポンド/円	5万ポンド未満	豪ドル/円	10万豪ドル未満

5-1-4. ミニ/スタンダード/FX CHOICE の比較表

●主な仕様

	ミニ	スタンダード	FX CHOICE
通貨ペアの数	約 21 ペア	約 150 ペア	
スプレッドの例	ドル/円で 3 銭	ドル/円で 2 銭	ドル/円で 0.6 銭
スワップポイント	同じ		
預託できる取引証拠金の上限	300 万円	指定なし	
初めて預託する取引証拠金	指定なし	10 万円以上	100 万円以上
ミニマムチャージ	なし	一定数量未満で課金	
外付けの取引手数料	なし		1 万通貨単位あたり 片道 0.5 ドル相当額

\*スプレッドについては、ミニおよびスタンダードは平常時の目標スプレッドですので、これ以上狭くなることはありませんが、**FX CHOICE** では市場の状況によってさらに狭くなることもあります。

\*スワップポイントについては「12. スワップポイント」をご参照ください。

\*通貨ペアの数は変更されることがありますので、当社ウェブサイトまたはプラットフォームでご確認ください。

●最低取引数量、発注単位、ミニマムチャージの関係（ドル/円の例）

	ミニ	スタンダード	FX CHOICE
1 千ドル未満	発注不可		
1 千ドル以上 5 万ドル未満	1 ドル単位で発注可能 ミニマムチャージなし	1 ドル単位で発注可能 ミニマムチャージ課金	
5 万ドル以上	1 ドル単位で発注可能 ミニマムチャージなし		

### 5-1-5. 複数コースの開設

ミニ、スタンダード、FX CHOICE の各コースはそれぞれに取引口座を開設していただく必要がありますが、同時に複数の取引口座を保有しておくことが可能です。ただし、初めて取引口座を開設するにはいずれか一つのコースをご選択ください。

複数のコースで取引される場合、各コースにおける建玉等は個別に扱われ、コース間で合算したり相殺したりすることはありません。また、コース間で取引証拠金の移動を行う場合は、いったんご出金いただいてから改めてご送金いただく必要があります。当社の内部で移動を行うことは承っておりません。

### 5-2. MXの取引条件

貴金属ペアの数	10 ペア（金または銀と円、ドル、ユーロ等の組合せ）
スプレッドの例	金/円で 90 円、銀/円で 6 円
預託できる取引証拠金の上限	指定なし
初めて預託する取引証拠金	指定なし
ミニマムチャージ課金基準	金/円で 50 トロイオンス未満 銀/円で 5000 トロイオンス未満
外付けの取引手数料	なし

\* 貴金属ペアの数は変更されることがありますので、当社ウェブサイトまたはプラットフォームでご確認ください。

\* MX も FX と同様に 2 ウェイプライス方式で、ビッドとアスクにはスプレッドがあります。

\* スプレッドは貴金属相場の値動きが激しくなったり、流動性が低下したりした場合などには広がる場合がありますので注意が必要です。

## 6. 取引にかかる諸費用

取引にかかる諸費用についてここであらためて整理しておきます。

### ●取引手数料

	F X			M X
	ミニ	スタンダード	FX CHOICE	
ミニマムチャージ	なし	一定数量未満で課金		
外付けの取引手数料	なし		1 万通貨単位あたり 片道 0.5 ドル相当額	なし

### ●取引口座の開設費用や維持費用

取引口座の開設に係る費用、取引口座の管理・維持に係る費用は全て無料です。

### ●送金手数料等

お客様から当社への送金にかかる諸費用はお客様がご負担ください。一方、当社からお客様の銀行口座等への送金については当社が負担いたします。ただし、一月内において 3 回を越えた分については、お客様の負担とさせていただきます。

## 7. 取引証拠金

取引を行うために預託していただく取引証拠金は、通貨ペア・貴金属ペアによって取引金額に対する一定の比率として定められています。通貨ペアの証拠金率は各コース共通です。詳しくは「【2】取引証拠金」をご参照ください。

## 8. 最小変動幅

当社が提示する為替相場や貴金属相場の最小変動幅は通貨ペア・貴金属ペアにより異なります。以下は主な通貨ペア・貴金属ペアの最小変動幅です。詳細については当社ウェブサイトでご確認ください。

	最小変動幅		最小変動幅
ドル／円	0.001 円	ユーロ／ドル	0.00001 ドル
ユーロ／円	0.001 円	ポンド／ドル	0.00001 ドル
ポンド／円	0.001 円	金／円	1 円
豪ドル／円	0.001 円	銀／円	1 銭

## 9. 注文方法

注文方法については「第4章 共通事項－【2】注文方法」をご参照ください。

## 10. 決済方法

未決済の建玉は、反対売買（転売もしくは買戻し）を行うことで決済することができます。決済方法は差金決済に限られ、実際の通貨や貴金属を受け渡しする方法での決済はできません。なお、転売もしくは買戻しの注文が成立した場合、同数量の売り建玉と買い建玉はスクエア状態と表示されて取引画面上に残りますが、「13. ロールオーバー処理」でご説明するロールオーバー処理が行われると取引画面上からも消去されます。

本取引では約定した日時が古い建玉から順次決済していく FIFO（ファーストイン・ファーストアウト＝先入れ先出し法。詳しくは「第4章 共通事項－【13】取引に関する用語集」をご参照ください。）を採用していますが、任意の建玉を指定して決済する指定決済もできます。指定決済では、成行、指値、逆指値の各注文を使用することができます。ただしFXでは、指値と逆指値は当日限り有効で、約定しなかった場合はロールオーバー処理で削除されます。MXではこのような制限はありません。

\*注文方法については「第4章 共通事項－【2】注文方法」をご参照ください。

\*プラットフォームについては「第4章 共通事項－【1】プラットフォーム」をご参照ください。

## 11. 自動ロスカット

相場の変動等によりお客様の建玉の値洗いによる評価損が拡大し、純資産額に対する必要証拠金額の比率が一定水準（FXは100%、MXは150%）に達した場合、お客様の損失の拡大を防ぐため、当社は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算においてすべての建玉について成行注文で決済を行います。また未執行の注文を取り消します。これを自動ロスカットとといいます。

\*純資産の詳細については「【2】取引証拠金－4. 純資産の計算と証拠金使用率」をご参照ください。

自動ロスカットによる決済の結果、預託している証拠金の額以上の損失が発生する可能性があります。またロスカットルールに規定する値幅以上の損害が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。なお、ロスカットルールは、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、または当社の判断により合理的に変更することがあります。

\*自動ロスカットの詳細については「第4章 共通事項－【3】自動ロスカット」をご参照ください。

## 12. スワップポイント

FXでは、建玉を翌営業日に繰り越す際に通貨間の金利差等を調整するため、未決済の建玉についてはスワップポイントの受け払いが発生します。通常は、金利が高いほうの通貨を買い持ちした場合、または低いほうの通貨を売り持ちした場合は受け取り、逆の場合は支払いとなります。スワップポイントの額は主に各通貨の短期金利の動向によって変動し、それゆえ受け取りから支払いに変わることもあります。また、通貨ペアによっては買い持ちでも売り持ちでも支払いとなる場合がありますので、日々のスワップポイントについては、プラットフォームでご確認ください。

MXでは、貴金属の貸し借りをを行う貴金属リース市場というものがあり、ここではリースレートと呼ばれる貸借借料が発生します。貴金属ペアではこのリースレートと通貨の金利の差に起因して、やはりスワップポイントが発生します。貴金属ペアでは買い持ちの場合も売り持ちの場合も支払いとなること

が少なくありませんので、注意が必要です。なお、スワップポイントについては、取引コースによる差異はありません。

### 13. ロールオーバー処理

本取引では、原則として米国東部標準時の午後5時からロールオーバー処理を行います。この処理では、以下のことが行われます。

- ①決済された建玉が清算され、益金は取引証拠金に加算され、損金は取引証拠金から差し引かれます。
- ②決済されていない建玉は翌営業日に繰り越されます。
- ③受け取りのスワップポイントは取引証拠金に加算され、支払いのスワップポイントは取引証拠金から差し引かれます。
- ④手数料等が課金される場合は取引証拠金から差し引かれます。

### 14. 取引時間

本取引の取引時間は、原則として月曜日のニュージーランド市場開始時から土曜日のニューヨーク市場終了時まで、途切れることなく続きます。その間、ロールオーバー処理中でも取引システムは稼働しており、24時間ノンストップでお取引いただけます。ただし、流動性の低い通貨ペアなどは取引時間がある程度制限されます。また、主要市場の休みなどによっても変更される場合がありますので、取引時間については当社ウェブサイトでご確認ください。

### 15. 両建取引

MXでは「10. 決済方法」でご説明しているスクエア状態の時でも、その建玉に関連注文（決済のための指値注文など）が付帯している場合は、ロールオーバー処理で決済が行われず、建玉は繰り越されます。そうしたときは、結果的に売り建玉と買い建玉を同時に持つ両建と同じような状態となります。この場合、以下のようにお客様にとって不利益となる点がありますので十分にご留意下さい。

- ①両建状態になりますと、スワップポイントは受取りと支払いの両方が発生しますが、支払い額の方が受取り額よりも多くなります。
- ②両建状態の建玉をそれぞれで決済すると、両建状態にならない場合に比べて二重にスプレッドの負担が生じます。
- ③両建状態の建玉にそれぞれミニマムチャージが課金される場合、両建状態にならない場合に比べて二重にミニマムチャージの負担が生じます。

一方、FXでは、関連注文があるとロールオーバー処理で削除されます。これはスクエア状態とそうでない状態（片建）の両方の場合で適用されます。そのため、FXでは両建状態となることはありません。

### 16. プラットフォーム

本取引はインターネットを利用したオンライン取引に特化しています。面談、電話、ファクス、電子メール等の方法による注文および照会はお受けしていません。オンライン取引のプラットフォーム（取引システム）は用途に応じた3種類をご用意していますので、自宅や外出先など状況に応じて使い分けることができます。詳しくは「第4章 共通事項－【1】プラットフォーム」をご参照ください。

## 【2】取引証拠金

### 1. 取引証拠金の差し入れ

本取引で注文を出すときは、当社が定める必要証拠金の額以上の現金を、あらかじめ当社に差し入れ

ていただくことが必要となります。差し入れられた現金は、全て取引証拠金として扱われます。取引証拠金の通貨は日本円に限られ、外国通貨や有価証券等は受け付けておりません。なお、取引証拠金には利息がつきません。

## 2. 必要証拠金と必要証拠金率

新たに建玉するために最低限必要となる取引証拠金を必要証拠金といい、取引金額に対する一定の比率（以下「必要証拠金率」といいます。）として設定されています。当社では、流動性などを勘案して、通貨ペア別・貴金属ペア別に2%、4%、8%の3種類の区分を設けています。2%の銘柄では最大レバレッジは50倍となります。

取引口座を開設して必要証拠金と同額の証拠金を預託し、限度いっぱいまで建玉したとします。建玉した時点では、純資産額と証拠金額が等しく、必要証拠金額の純資産額に対する比率は100%となりますが、ご注意いただきたいのは、FXではこの時点で自動ロスカットの対象になってしまう点です。これに対してMXでは150%に達するまで自動ロスカットの対象にはなりません。

\*下記の「4. 純資産の計算と証拠金使用率」と「5. 自動ロスカット」に関連説明があります。

なお、証拠金率は、銘柄の流動性や価格変動率、あるいは法令や規制、もしくは当社が加入する自主規制団体の規則等に基づいて決定されますので、それらの変動や変更等によって、また当社の独自の判断によっても予告なく変更されることがあります。必ず取引開始前に当社ウェブサイトまたはプラットフォームで最新の情報をご確認ください。

市場での取引量	多い ←————→ 少ない		
必要証拠金率	2%	4%	8%
最大レバレッジ	50倍	25倍	12.5倍
通貨ペアの数	約76種類	約61種類	約13種類
貴金属ペアの数	—	10種類	—

\*取引証拠金の額は円換算した金額となります。

\*通貨ペアの数、貴金属ペアの数は変更されることがありますので、当社ウェブサイトまたはプラットフォームでご確認ください。

## 3. スワップポイントの取り扱い

ロールオーバー処理で未決済の建玉を繰り越す際、受け取りのスワップポイントがあれば取引証拠金に加算され、支払いのスワップポイントがあれば取引証拠金から差し引かれます。

## 4. 純資産の計算と証拠金使用率

本取引では、お客様の取引口座における取引証拠金、未決済建玉の時価評価損益、決済済み建玉の損益、手数料やミニマムチャージ等を総合的に計算して純資産を求め、プラットフォームで提示します。純資産額に対する必要証拠金額の比率、すなわち以下の式で求めた比率を証拠金使用率といいます。

$$\text{証拠金使用率} = \text{必要証拠金額} \div \text{純資産額} \times 100$$

証拠金使用率が一定水準（FXは100%、MXは150%）に達すると自動ロスカットが作動しますので、建玉を維持するためには常にその水準を下回る状態に維持する必要があります。簡単な例でご説明しますと、必要証拠金が10万円で純資産が15万円であれば、証拠金使用率は $10 \div 15 \times 100 = 66.7\%$ となります。その後、相場が予想と反対の動きをして評価損を抱えた場合は純資産が減少しますので、証拠金使用率は上昇します。逆に、相場が予想通りに動いて評価益が発生した場合は純資産が増加しますので、証拠金使用率は低下します。その場合、評価益が必要証拠金を上回っていれば、追加で建玉を行うことも可能となります。なお、純資産の計算はほぼリアルタイム（概ね1分間に3～5回）で行われます。

## 5. 自動ロスカット

相場の変動等によりお客様の建玉の値洗いによる評価損が拡大し、証拠金使用率が一定水準（FXは100%、MXは150%）に達した場合、お客様の損失の拡大を防ぐため、当社はお客様に通知することなく、当社がおお客様の計算においてすべての建玉について成行注文で決済を行います。また未執行の注文を取り消します。これを自動ロスカットといいます。

自動ロスカットによる決済の結果、預託している証拠金の額以上の損失が発生する可能性があります。またロスカットルールに規定する値幅以上の損害が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。なお、ロスカットルールは、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、または当社の判断により合理的に変更することがあります。

\*自動ロスカットの詳細については「第4章 共通事項—【3】自動ロスカット」をご参照ください。

## 6. 取引証拠金の返還

お客様が取引証拠金の返還を希望される場合は、次の額が返還可能な額になります。

- ① 未決済建玉の損益評価額が益計算の場合は、純資産額から損益評価額と必要証拠金を差し引いた額。
- ② 未決済建玉の損益評価額が損計算の場合は、純資産額から必要証拠金を差し引いた額。
- ③ 未決済建玉がない場合は、純資産額。

お客様は上記の額の全部または一部の返還を請求することができます。当社は、お客様からの請求を受け付けた日から起算して、国内金融機関の4営業日以内に請求額の返還手続きを行います。ただし、請求額が当社の定める計算基準日時において返還可能な額を超過する場合は、一切の返還を行わないものとします。未決済建玉がある場合、純資産の額は為替相場や貴金属相場の変動によって変わりますので、請求額の算定に当たってはこの点に十分ご注意ください。

## 7. 取引証拠金の保管方法

当社は、お客様からお預かりした取引証拠金については、全て日証金信託銀行株式会社と締結した信託契約にて分別保管しています。信託分別保管（※4）の対象は、当社が破綻等した場合でも法的に保全されます。

※4 信託分別保管は当初にお預けいただいた取引証拠金の元本を保証するものではありません。

## 第2章 外国為替オプション取引・貴金属オプション取引

### 【1】オプション取引の基礎

外国為替オプション取引または貴金属オプション取引を検討されるにあたっては、必ず「第1章 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引」もあわせてお読みください。

#### 1. オプション取引とは

一般的に金融商品としてのオプションとは、『将来の一定期日に、一定価格で、特定の原資産を売付けるまたは買付ける権利』のことです。原資産とは、外国為替オプション取引では外国為替証拠金取引（以下「FX」といいます。）における通貨ペア、貴金属オプション取引では貴金属証拠金取引（以下「MX」といいます。）における貴金属ペアということになります。権利を行使すると、FXまたはMXの建玉を保有することになるわけです。

将来の一定期日のことを「満期日」または「権利行使日」、一定価格のことを「権利行使価格」といいます。いずれも、お客様が取引開始時に当社の定める条件の範囲で自由に選択することができます。買い建玉を持つことができる権利はコール・オプション、売り建玉を持つことができる権利はプット・オプションといえます。

以下、第2章では外国為替オプション取引をFXオプション、貴金属オプション取引をMXオプション、FXオプションとMXオプションをあわせて本取引、FXおよびMXを原取引、コール・オプションをコール、プット・オプションをプットと言うことにします。

- \*原取引はスポット取引をベースとした相対取引であるため、本取引は満期日や権利行使価格の設定について、自由度が高いという特徴があります。
- \*権利行使価格の設定は5ピップ刻みになっています。ドル/円の場合は5銭刻み、ユーロ/ドルの場合は0.0005ドル刻みです。
- \*満期日は土曜・日曜などインターバンク市場の休場日は選択できません。また、通貨ペアや貴金属ペアによっては制限される場合があります。
- \*当社が扱うオプションはいわゆるバニラ・オプションと呼ばれるベーシックタイプです。ロックアウトなどのエキゾチック・オプションは扱っていません。

#### 2. オプション取引の基本となる取引

FXやMXでは、値上りすると思えば買いから入り、値下がりすると思えば売りから入るという二通りの選択肢がありますが、オプション取引では次の四通りの選択肢があります。また、これらを組合せて多様な売買戦術を構築することができます。

1	コールを買付ける取引	原資産が値上がりすると予想する場合に選択
2	プットを売付ける取引	
3	プットを買付ける取引	原資産が値下がりすると予想する場合に選択
4	コールを売付ける取引	

上の四つの中からどれかを選択して取引を開始すると、オプション取引の建玉を持つこととなります。

建玉の評価額は常に変動しますので、その状況を見ながら決済を行うわけですが、決済の方法としては、原取引同様に転売もしくは買戻しによる差金決済が可能ですし、権利行使という選択肢もあります。

なお、以下からはオプションを買付ける側を買方（かいかた）、売付ける側を売方（うりかた）と言うことにします。また、オプションの取引価格のことをプレミアムといいます。

### 3. 取引の流れ

#### 3-1. オプションを買付ける場合

##### 3-1-1. 取引の開始

オプションを買付ける場合は、買付け代金を支払うこととなります。買付け代金は、買い価格に取引数量をかけた額となります。例えばドル/円のオプションで、買い価格が1円、取引数量が10万ドルの場合、買付け代金は1円×10万ドル=10万円となります。お客様は当社に10万円を支払って、満期日に、一定の権利行使価格で、原取引に建玉を持つことができる権利を有することとなります。なお、この取引では10万円がお客様が被る可能性がある売買差損の上限となります。

オプションを買付けた直後はどのような状態でしょうか。お客様があらかじめ当社に預託された取引証拠金から買付け代金が差し引かれることとなりますが、買付けたオプションには価値がありますので、純資産はスプレッド相当分が減少した状態となります。その後は、原資産の値動きやボラティリティ等の変動に応じてオプションの価値も変動し、純資産もそれに合わせて変動します。

\*本取引も原取引と同様に売り価格と買い価格を常に同時に提示する2ウェイプライスを採用しています。お客様から見た売り価格をビッド (Bid)、お客様から見た買い価格をアスク (Ask) といいます。ビッドとアスクにはスプレッドと呼ばれる価格差があり、ビッドのほうがアスクよりも低くなります。

\*オプションの評価額は純資産に算入されますが、取引証拠金に充当できない部分があります。

##### 3-1-2. 利益となる場合

オプションを買付けた後、原資産の値動きやボラティリティが期待通りの動きをすると、プレミアムが上昇しますので、そのときに転売すれば利益を確定することができます。すなわち買い価格と売り価格の差に取引数量を掛けた金額が売買差益となるわけです。また、転売せずに保持し、権利行使日に権利を行使して原取引に移行することもできます。原取引では取引期限が特にありませんので、長期保有することもできるわけです。

##### 3-1-3. 損失となる場合

オプションを買付けた後、原資産の値動きやボラティリティが期待に反した動きをすると、あるいは時間が経過すると、プレミアムが下落します。そのときに転売すれば損失が確定します。では、そのまま利益が出ない状態で満期日を迎えた場合はどうなるのでしょうか。その場合は権利が消滅して取引は終了します。つまり、買付け代金がそのまま損失ということになります。

#### 3-2. オプションを売付ける場合

##### 3-2-1. 取引の開始

オプションを売付ける場合は、売付け代金を当社から受取ることとなります。売付け代金は、売り価格に取引数量をかけた額となります。例えばドル/円のオプションで、売り価格が1円、取引数量が10万ドルの場合、売付け代金は1円×10万ドル=10万円となります。お客様は当社から10万円を受け取って、満期日に、一定の権利行使価格で、原取引に建玉を保有することができる権利を与えることとなります。なお、この取引では10万円がお客様が得られる可能性のある売買差益の上限となります。

オプションを売付けた直後はどのような状態でしょうか。売付け代金はすぐにお客様の口座に加算されます。ただし、売り建玉の時価評価額はマイナスとなっており、純資産はスプレッド相当分だけ減少した状態となります。その後は、原資産の値動きやボラティリティ等の変動に応じてオプション価格も変動し、純資産もそれに合わせて変動します。

### 3-2-2. 利益となる場合

原資産の値動きやボラティリティが期待通りに動くと、あるいは時間が経過すると、プレミアムが値下がりし、建玉のマイナスが減少しますので、買戻しを行えば利益が確定します。すなわち売付け価格と買戻し価格の差に取引数量を掛けた額が売買差益となるわけです。また、売付けたオプションが権利行使できない状態で満期日を迎えた場合は、権利が消滅し、売付け代金そのまま利益となります。

### 3-2-3. 損失となる場合

原資産の値動きやボラティリティが期待とは反対の方向に動くとプレミアムが値上がりし、建玉のマイナスが増加します。早めに損切りするのであれば、買戻して損失を確定させます。買戻しをせずにそのまま保持した場合、建玉の時価評価損が当社の定める自動ロスカットの水準に達すると、自動的に買戻しが行われます。すなわち、本取引で売建てる場合は、原取引と同様に自動ロスカットが採用されているわけです。

また、売付けたオプションが権利行使できる状態で満期日を迎えた場合は、原則として権利行使が行われ、原取引に建玉を持つこととなります。

## 4. 権利行使のルール

一般的にオプション取引の権利行使については、いつでも権利行使ができるアメリカンタイプ、取引最終日に限定されているヨーロピアンタイプ、またそれらの折衷となるタイプがありますが、本取引はヨーロピアンタイプになります。

満期日は、お客様が新規に建玉するときに設定します。原則として1週間から一定期間（通常は3ヶ月ですが変更される場合があります）の間で選択できます。この期間内であればプレミアムがストリーミング配信されます。これ以外の期間では、お客様の側から価格を問い合わせる操作が必要になりますが、当社のカバー取引先が応じれば設定することも可能です。

\*ストリーミング配信とは、取引可能なプレミアムをリアルタイムで自動的に提示する機能のことです。ストリーミング配信が停止している状態でも、お客様のほうから取引可能なプレミアムを問い合わせる（ボタンをクリックする）という操作を行っていただければ、プレミアムを確認することができます。

### 4-1. 権利行使の前提条件

買方が権利行使を行うためには、満期日に本質的価値があることが必要条件となります。すなわち、権利行使価格と清算価格を比較して評価益があることが必要です。その場合は、満期日に自動的に権利行使が行われます。本質的価値がない場合は、権利は自動的に消滅します。

### 4-2. 権利行使の時間

権利行使が行われるのは、満期日における米国東部標準時(ニューヨーク時間)午前10時になります。このときに当社が提示する原資産の価格が清算価格となります。

### 4-3. 原取引との関係

権利行使が行われて原取引に建玉ができたとき、相殺されるべき建玉があった場合は、次回のロールオーバー処理で決済されます。

## 5. プレミアムの変動要因

オプションの価値であるプレミアムは、本質的価値と時間的価値で構成されます。次にこれらについてご説明します。

### 5-1. 本質的価値

本質的価値（本源的価値）というのは、その時点で権利行使をした場合に得られる利益のことで、具

体的には原資産の価格と権利行使価格の差額であり、コールなら「原資産価格－権利行使価格」、プットなら「権利行使価格－原資産価格」で求められます。本質的価値はゼロが最低で、マイナスになることはありません。

## 5－2．時間的価値

時間的価値は、将来に対する期待値であり、具体的には次の三つの要素の影響を受けます。

- ①満期日までの残存期間
- ②ボラティリティ
- ③金利

特に残存期間とボラティリティが時間的価値に大きな影響を及ぼします。残存期間は長ければ長いほど、ボラティリティは高ければ高いほど、期待できる値動きは大きくなりますので、時間的価値も高まります。また、残存期間と金利は客観的な要素ですが、ボラティリティは市場の需給関係や予想などを反映して変化します。なお、ボラティリティには原資産の過去の価格変動から求めるヒストリカル・ボラティリティと、一定の理論式を用いてプレミアムから逆算するインプライド・ボラティリティがありますが、ここでは後者をさします。

時間的価値はアット・ザ・マネーで最大となり、アウト・オブ・ザ・マネーやイン・ザ・マネーになると低下します。

\*これらの用語については「第4章 共通事項－【13】取引に関する用語集」をご参照ください。

## 5－3．時間的価値の減少

オプションを買う場合は、コールでもプットでも、時間的価値の減少に注意を払う必要があります。仮にボラティリティと金利が一定だとすると、単に時間が経過することで、時間的価値は確実に減少します。逆にオプションの売方にとっては、時間の経過は有利に働くことになります。

また、残存期間が短ければ短いほど、その残存期間に占める1日の比重は高まりますので、1日の経過で失われる時間的価値も大きくなります。そのため、残存期間が長いときは時間的価値の減少は緩やかですが、時間の経過とともにそのスピードが上がって行きますので、十分な注意が必要です。

## 【2】取引の方法

### 1．取引コース

本取引は、FXのスタンダードとFX CHOICE、およびMXに付帯した取引です。FXのミニでは行うことができません。

\*原取引のスタンダードとFX CHOICEの各コースではスプレッドに差がありますが、本取引ではそのような差はありません。

### 2．スプレッド

当社は、通貨ペアまたは貴金属ペア、コール／プットの別、権利行使価格、満期日の各条件ごとに売り価格と買い価格を常に同時に提示します。これを2ウェイプライスといいます。お客様から見た売り価格をビッド (Bid)、お客様から見た買い価格をアスク (Ask) といいます。ビッドとアスクにはスプレッドと呼ばれる価格差があり、アスクのほうがビッドよりも高くなります。したがって、スプレッドは取引を行ううえでお客様が負担するコストとなります。また、本取引の取引対象の価格が急変動したり流動性が低下するなどの状況によっては、スプレッドが拡大する、あるいは価格そのものを提示することができないことがあり、お客様が意図した取引ができない可能性があります。

### 3. 取引にかかる諸費用

#### ●取引手数料

原取引と同様に、本取引でもミニマムチャージ（小口取引取扱手数料）が設定されています。ミニマムチャージが課金される約定数量等は原取引に準じます。なお、ミニマムチャージの課金は新規建玉する場合と差金決済を行う場合のほか、権利行使の場合も対象となりますが、権利放棄の場合は対象外です。外付けの手数料はかかりません。

#### ●取引口座の開設費用や維持費用

取引口座の開設に係る費用、取引口座の管理・維持に係る費用は全て無料です。

#### ●送金手数料等

お客様から当社への送金にかかる諸費用はお客様がご負担ください。一方、当社からお客様の銀行口座等への送金については当社が負担いたします。ただし、一月内において3回を越えた分については、お客様の負担とさせていただきます。

### 4. 買付け代金

本取引では、買方は買付け代金を支払う必要があります。買付け代金は、当社に預託されている取引証拠金から差し引かれますので、買付け代金以上の現金（証拠金等に充当されていない余剰の現金を言います。以下同じです。）が買付け注文の執行時点で取引口座に残っている必要があります。

ただし、当社の取引システムでは、オプションの買付けの余力も原取引の証拠金余力と同様に純資産をベースに判断されます。純資産には、未決済建玉の時価評価損益等も繰り入れられるため、現金が不足している場合でも、オプションを買付けることが可能な場合があります。そのため、オプションの買付けに当たっては、お客様はご自身で必ず事前に取引口座にある現金の残高を確認し、買付け代金に対して不足している場合は、注文を執行しないようにしてください。

\*ここでいう現金は次の計算により求めることができます。

- ・損益評価額がプラスの場合…現金＝証拠金余力－損益評価額
- ・損益評価額がマイナスの場合…現金＝証拠金余力

万が一注文を執行した結果、現金の不足が発生した場合は、直ちに不足している額以上の金額を当社にご送金していただく必要があります。もし、下に定める時刻を超えて必要な送金が当社で確認できない場合は、当社は事前にお客様に通知することなく、当社の裁量で、成行注文による反対売買によって、お客様の当該建玉を決済します。また、それでも現金が不足する場合は、原取引の建玉を含むその他の建玉も同様に決済します。その結果発生した損益等は全てお客様に帰属し、お客様の取引口座によって処理されます。

- ①当該買付けが行われた時刻が米国東部標準時の午後5時よりも前である場合は当日の午後4時。ただし当日が金融機関の休業日である場合は金融機関における翌営業日の午後4時。
- ②当該買付けが行われた時刻が米国東部標準時の午後5時以降の場合は翌日の午後4時。ただし翌日が金融機関の休業日である場合は金融機関における翌営業日の午後4時。

### 5. 取引証拠金

本取引では、売方は取引証拠金を預託していただく必要があります。建玉の維持に必要な取引証拠金の額は、FXオプションとMXオプションでは異なります。FXオプションでは原資産である通貨ペアの建玉を保有した場合と同じ証拠金計算方法によりますが、MXオプションでは原資産の価格の変動、原資産のボラティリティの変動、満期日までの残存期間、原資産における建玉等を考慮して計算され、常に変動します。なお、取引証拠金の扱いについては原取引に準じます。

\*取引証拠金の具体的な計算方法は、当社ウェブサイトまたは当社から別途交付される資料（電磁的交付を含む）をご参照ください。

## 6. 注文方法

本取引の注文方法は成行注文に限られます。なお、成行注文では、注文執行時に画面に表示された価格と実際に約定した価格が一致しないことが起こりえますので、あらかじめご承知ください。注文方法の詳細については「第4章 共通事項－【2】注文方法」をご参照ください。

## 7. 決済方法

未決済の建玉は、反対売買（転売もしくは買戻し）を行うことで決済することができます。ただし、差金決済が可能なのは、同一条件（権利行使価格と満期日が同一でかつ取引方法（通常取引またはオプションボード）が同一）のコールまたはプット同士に限ります。

\*オプションボードとは、取引可能なオプションを一覧表にして、発注が迅速にできるようにした機能です。

なお、満期日までの残存期間が1週間以内になると、ストリーミング配信が行われなくなり、為替市場の状況によっては注文が受け付けられないことがあります。そのため、差金決済による決済は、基本的に残存期間が1週間以内になる前に行うようにしてください。また、満期日には取引を行うことができません。

本取引では、同一条件の建玉が2つ以上ある場合は、基本的には約定した日時が古い建玉から順次決済していく FIFO（ファーストイン・ファーストアウト＝先入れ先出し法。詳しくは「【13】取引に関する用語集」をご参照ください。）を採用していますが、任意の建玉を指定して決済する指定決済もできます。

\*注文方法については「第4章 共通事項－【2】注文方法」をご参照ください。

## 8. 権利行使と権利放棄

満期日に本質的価値があるオプションは自動的に権利行使されますので、本取引は原取引に移行します。その時点でオプションは消滅し、原取引のルールに従って取引が継続されることとなります。

満期日に本質的価値がない場合、オプションの買方は自動的に権利放棄となり、売方は権利行使に応じる義務が消滅します。その時点で取引は終了し、買方は当初支払った買付け代金が売買損、売方は売付け代金が売買益となります。

## 9. 自動ロスカット

相場の変動等によりお客様の建玉の値洗いによる評価損が拡大し、純資産額に対する必要証拠金額の比率が一定水準（FXオプションは100%、MXオプションは150%）に達した場合、お客様の損失の拡大を防ぐため、当社はお客様に通知することなく、当社がお客様の計算においてすべての建玉について成行注文で決済を行います。また未執行の注文を取り消します。これを自動ロスカットといいます。

\*純資産の詳細については「【2】取引証拠金－3. 純資産の計算と証拠金使用率」をご参照ください。

自動ロスカットによる決済の結果、預託している証拠金の額以上の損失が発生する可能性があります。またロスカットルールに規定する値幅以上の損害が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。なお、ロスカットルールは、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、または当社の判断により合理的に変更することがあります。

\*自動ロスカットの詳細については「第4章 共通事項－【3】自動ロスカット」をご参照ください。

## 10. スワップポイント

本取引ではスワップポイントの受け払いは発生しません。ただし、権利行使が行われて原取引に建玉ができたときはこの限りではありません。詳しくは「第1章 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引－【取引の方法】12. スワップポイント」をご参照ください。

## 11. ロールオーバー処理

本取引では、原取引と同様に原則として米国東部標準時の午後5時からロールオーバー処理を行います。

す。この処理では、以下のことが行われます。

- ① 未決済の建玉は翌営業日に繰り越されます。
- ② ミニマムチャージが課金される場合は取引証拠金から差し引かれます。
- ③ 決済済みの建玉が清算され、益金は取引証拠金に加算され、損金は取引証拠金から差し引かれます。ただし、表示自体はスクエア状態のまま満期日まで残ります。

## 12. 取引時間

本取引の取引時間は原取引に準じます。ただし、為替市場等の状況によっては原取引の取引時間と異なる場合もあります。

## 13. プラットフォーム

本取引はインターネットを利用したオンライン取引に特化しています。面談、電話、ファクス、電子メール等の方法による注文および照会はお受けしていません。オンライン取引のプラットフォーム（取引システム）は用途に応じた3種類をご用意していますので、自宅や外出先など状況に応じて使い分けることができます。詳しくは「第4章 共通事項—【1】プラットフォーム」をご参照ください。

# 【3】取引証拠金

## 1. 取引証拠金の差し入れ

本取引で注文を出すときは、売り注文の場合は当社が定める必要証拠金の額以上の現金を、あらかじめ当社に差し入れていただくことが必要となります。買い注文の場合は、注文が約定した場合に買付け代金が取引証拠金から差し引かれますので、相当額以上をあらかじめ預託しておく必要があります。お客様から当社に差し入れられた現金は、全て取引証拠金として扱われます。取引証拠金の通貨は日本円に限られ、外国通貨や有価証券等は受け付けておりません。なお、取引証拠金には利息がつきません。

## 2. 必要証拠金

新たに建玉するために必要となる取引証拠金を必要証拠金といい、オプション取引では、売り建玉の場合に限り必要となります。必要証拠金の額は、FXオプションとMXオプションで異なります。FXオプションでは原資産である通貨ペアの建玉を保有した場合と同じ証拠金計算方法によりますが、MXオプションでは原資産の価格の変動、原資産のボラティリティの変動、満期日までの残存期間、原資産における建玉等を考慮して計算され、常に変動します。

## 3. 純資産の計算と証拠金使用率

本取引では、お客様の取引口座における取引証拠金、未決済建玉の時価評価損益、決済済み建玉の損益、手数料やミニマムチャージ等を総合的に計算して純資産を求め、プラットフォームで提示します。純資産額に対する必要証拠金額の比率、すなわち以下の式で求めた比率を証拠金使用率といいます。

$$\text{証拠金使用率} = \text{必要証拠金額} \div \text{純資産額} \times 100$$

証拠金使用率が一定水準（FXオプションは100%、MXオプションは150%）に達すると自動ロスカットが作動しますので、建玉を維持するためには常にその水準を下回る状態に維持する必要があります。簡単な例でご説明しますと、必要証拠金が10万円で純資産が15万円であれば、証拠金使用率は $10 \div 15 \times 100 = 66.7\%$ となります。その後、相場が予想と反対の動きをして評価損を抱えた場合は純資産が減少しますので、証拠金使用率は上昇します。逆に、相場が予想通りに動いて評価益が発生した場合は純資産が増加しますので、証拠金使用率は低下します。その場合、評価益が必要証拠金を上回っていれば、追加で建玉を行うことも可能となります。なお、純資産の計算はほぼリアルタイム（概ね1分間に3～5回）で行われます。

#### 4. 自動ロスカット

相場の変動等によりお客様の建玉の値洗いによる評価損が拡大し、証拠金使用率が一定水準（FXオプションは100%、MXオプションは150%）に達した場合、お客様の損失の拡大を防ぐため、当社はお客様に通知することなく、当社がお客様の計算においてすべての建玉について成行注文で決済を行います。また未執行の注文を取り消します。これを自動ロスカットといいます。

自動ロスカットによる決済の結果、預託している証拠金の額以上の損失が発生する可能性があります。またロスカットルールに規定する値幅以上の損害が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。なお、ロスカットルールは、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、または当社の判断により合理的に変更することがあります。

\*自動ロスカットの詳細については「第4章 共通事項－【3】自動ロスカット」をご参照ください。

#### 5. 取引証拠金の返還

お客様が取引証拠金の返還を希望される場合は、次の額が返還可能な額になります。

- ① 未決済建玉の損益評価額が益計算の場合は、純資産額から損益評価額と必要証拠金を差し引いた額。
- ② 未決済建玉の損益評価額が損計算の場合は、純資産額から必要証拠金を差し引いた額。
- ③ 未決済建玉がない場合は、純資産額。

お客様は上記の額の全部または一部の返還を請求することができます。当社は、お客様からの請求を受け付けた日から起算して、国内金融機関の4営業日以内に請求額の返還手続きを行います。ただし、請求額が当社の定める計算基準日時において返還可能な額を超過する場合は、一切の返還を行わないものとします。未決済建玉がある場合、純資産の額は為替相場や貴金属相場の変動によって変わりますので、請求額の算定に当たってはこの点に十分ご注意ください。

#### 6. 取引証拠金の保管方法

当社は、お客様からお預かりした取引証拠金については、全て日証金信託銀行株式会社と締結した信託契約にて分別保管しています。信託分別保管（※5）の対象は、当社が破綻等した場合でも法的に保全されます。

※5 信託分別保管は当初にお預けいただいた取引証拠金の元本を保証するものではありません。

## 第3章 株価指数CFD取引・商品CFD取引

### 【1】取引の方法

#### 1. CFD取引とは

CFD取引は、特定の株式や株価指数と価格が連動するように設計された金融派生商品（デリバティブ）です。例えば、A社株のCFD取引では、その価格が取引所で取引されているA社株の価格に連動します。A社株のCFD取引にとってA社株を原資産といますが、原資産の種類は個別株だけでなく、株価指数や商品先物など多岐にわたります。

しかし、価格が連動するのであれば、何もCFD取引ではなく原資産を直接取引すればよさそうに思えます。では原資産の取引とCFD取引の違いは何でしょうか。それは次の点をあげることができます。

##### ■原資産は多様でもCFD取引なら一種類の金融商品

CFD取引の原資産は実に多様で、国や取引所も多岐にわたります。それらの原資産を直接取引しようと思ってもできない場合や、複数の取引業者に口座を開設しなくてはならない場合がでてきます。しかし、CFD取引ならそれらを全て同一の金融商品として、同じプラットフォーム（取引システム）で取引することができます。

##### ■CFD取引は証拠金取引であるため、レバレッジを効かせることが可能

証拠金取引というのは、担保となる一定の取引証拠金（以下、単に証拠金という場合もあります。）を預託して行う取引です。この取引証拠金は取引額面の5%~10%ですので、CFD取引では投下資金よりも大きな額の取引を行うことができます。これをレバレッジ効果といいます。しかし、相場の予想が外れた場合はそれだけ損失の額も大きくなりますので、レバレッジ効果はお客様ご自身の資金状況や取引経験等を鑑みて適度に活用するよう、十分な注意が必要です。

##### ■買いからだけでなく売りからでも取引を始められる

証拠金取引では、買い注文を出すにあたって総代金を用意する必要がないことに加えて、売り注文を出すにあたって原資産を用意する必要がありません。そのため、売りから取引を開始することもできます。相場が下がると予想した場合は売りから入り、予想通りの展開になれば利益が得られます。ただし、予想と異なる動きとなった場合には損失を被りますので、十分な注意が必要です。

##### ■取引所等の制度や規制の対象外であるため商品設計が異なる

例えば、先物取引には限月制度があるため、取引所が定めた日時までに決済を行うか、そうでなければ一定のルールで決済されてしまいます。しかし当社の株価指数CFD取引では、先物取引を原資産としている場合でも、自動的に建玉がロールオーバー（継承）されるため、取引に期限がありません。

\*商品CFD取引では原資産と同様に限月制度の影響を受けます。

以上が、原資産を直接取引する場合とCFDで取引する場合の主な違いになります。ではCFD取引のしくみについてももう少し詳しく見ていきましょう。

### 1-1. 差金決済

C F D取引では、新規に買い注文（または売り注文）が約定すると、お客様の取引口座でそのC F Dの買い建玉（または売り建玉）が建ちます。この建玉を清算するには反対売買を行います。反対売買というのは、買い建玉に対しては売り注文を、売り建玉に対しては買い注文を出すことで、買いと売りを相殺する行為です。反対売買が成立すれば、取引開始時の約定価格と取引終了時の約定価格との差額を現金で受け払いして取引を終了します。株式取引のように、買付け代金を支払って株式を入手するというような、現物の受け渡しを伴いません。こうしたしくみを差金決済といいます。

\*もともとC F Dという呼称は「差金決済」を意味する『Contract For Difference』のイニシャルに由来しています。

\*買いの建玉を決済することを転売、売りの建玉を決済することを買い戻しといいます。

### 1-2. 相対取引

C F D取引は、お客様と当社の相対取引です。お客様のご注文は取引所等に取り次がれるわけではなく、当社がお客様と取引を行う当事者となります。

### 1-3. 2ウェイプライスとスプレッド

当社は、C F D取引の銘柄ごとに売り価格と買い価格を常に同時に提示します。これを2ウェイプライスといいます。お客様から見た売り価格をビッド（Bid）、お客様から見た買い価格をアスク（Ask）とありますが、ビッドとアスクにはスプレッドと呼ばれる価格差があり、アスクのほうがビッドよりも高くなります。したがって、スプレッドは取引を行ううえでお客様が負担するコストとなります。

当社が提示する価格は、カバー取引先であるサクソバンクより提示された価格で、サクソバンクは市場価格を参考に価格を決定します。スプレッドはC F Dの銘柄によって異なりますので、当社ウェブサイトまたはプラットフォームでご確認ください。

なお、本取引の取引対象の価格が急変動したり流動性が低下するなどの状況によっては、スプレッドが拡大する、あるいは価格そのものを提示することができないことがあり、お客様が意図した取引ができない可能性があります。

以上はC F D取引の基本的なしくみです。ここからは、当社のC F D取引について具体的にご説明します。

## 2. 取り扱い銘柄

C F D取引の原資産には個別株、株価指数、商品先物などがありますが、当社では株価指数と商品先物を取り扱っています。以下、株価指数を原資産とするものを株価指数C F D取引、商品先物を原資産とするものを商品C F D取引とすることにします。また、第3章ではこの両者をあわせて本取引とすることにします。

## 3. 株価指数C F D取引

### 3-1. 取扱銘柄例

当社の株価指数C F D取引では、海外の取引所に上場されている以下の株価指数を対象にしています。

名称	原資産	現地市場
オランダ 25 種株式指数	AEX INDEX	EUREX
オーストラリア 200 種株価指数	ASX S&P 200 INDEX	ASX
フランス 40 種株価指数	CAC 40 INDEX	EUREX
ドイツ 30 種株価指数	DAX INDEX	EUREX
デンマーク 20 種株価指数	DENMARK TOP 20	EUREX
N Y ダウ平均株価指数	DOW JONES 5\$ MINI	GLOBEX

イギリス 100 種株価指数	FTSE 100 INDEX	EUREX
スペイン 35 種株価指数	IBEX 35 INDEX	EUREX
ドイツドル 50 種株価指数	MDAX INDEX	EUREX
ナスダック 100 種株価指数	E-MINI NASDAQ-100	GLOBEX
日本株価指数	NIKKEI 225 FUTURES(SGX)	SGX
スイス 20 種株価指数	SMI INDEX	EUREX
S & P 500 種株価指数	E-MINI S&P500	GLOBEX
イタリア 40 種株価指数	S&P/MIB 40 INDEX	EUREX
ユーロ 50 種株価指数	DOW JONES EURO STOXX 50 INDEX	EUREX
スウェーデン 30 種株価指数	SWEDEN TOP 30	EUREX
ベルギー20 種株価指数	BEL20	EUREX
イギリスドル 100 種株価指数	FTSE MID 250 INDEX	EUREX
ノルウェー25 種株価指数	OBX INDEX	EUREX
ドイツテック 30 種株価指数	TecDAX	EUREX

### 3-2. 取引単位

株価指数CFD取引の取引単位は、銘柄ごとに決められている最低売買単位となります。各銘柄の単位につきましては、当社ウェブサイトまたはプラットフォームでご確認ください。なお、取引単位は対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、または当社の判断により合理的に変更することがあります。

## 4. 商品CFD取引

### 4-1. 取扱銘柄

当社の商品CFD取引は、海外の取引所に上場されている以下の商品を対象にしています。

名称	原資産	現地市場
シカゴ コーン	US CORN FUTURES	CME Group / CBOT
CO2 排出権	CARBON EMISSIONS	ICE / Europe
UK ガソリン	LONDON GASOIL FUTURES	ICE / Europe
金	GOLD	CME Group / COMEX
ヒーティングオイル (暖房油)	HEATING OIL FUTURES	CME Group / NYMEX
シカゴ 生牛	LIVE CATTLE FUTURES	CME Group / CME
NY ココア	US COCOA FUTURES	ICE / US
NY コーヒー	US COFFEE FUTURES	ICE / US
NY 粗糖	US SUGAR FUTURES	ICE / US
オレンジジュース	ORANGE JUICE FUTURES	ICE / US
プラチナ	PLATINUM FUTURES	CME Group / NYMEX
NY 銀	SILVER FUTURES	CME Group / COMEX
シカゴ 大豆	US SOYBEANS FUTURES	CME Group / CBOT
UK ブレント原油	BRENT CRUDE OIL FUTURES	ICE / Europe
NY 銅	HIGH GRADE COPPER FUTURES	CME Group / COMEX
WTI 原油先物	WTI CRUDE OIL FUTURES	CME Group / NYMEX
US ガソリン	RBOB	CME Group / NYMEX
US 天然ガス	NATURAL GAS FUTURES	CME Group / NYMEX
小麦	US WHEAT FUTURES	CME Group / CBOT

#### 4-2. 取引単位

商品CFD取引の取引単位は、銘柄ごとに決められている最低売買単位となります。各銘柄の単位につきましては、当社ウェブサイトまたはプラットフォームでご確認ください。なお、取引単位は対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、または当社の判断により合理的に変更することがあります。

#### 5. 取引金額

本取引で想定される取引額面の総額（想定元本）を取引金額と言い、以下の計算で求められます。

$$\text{取引金額} = \text{約定価格} \times \text{約定数量}$$

取引に必要な取引証拠金は取引金額に対する比率として定められています。詳しくは「【2】取引証拠金」をご参照ください。

#### 6. 取引コース

本取引では外国為替証拠金取引のような取引コースの設定（詳しくは「第1章 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引－【1】取引の方法」をご参照ください。）はなく、取り扱い銘柄、最低取引単位、取引コストなどの条件に差異は設けていません。

#### 7. 取引にかかる諸費用

取引にかかる諸費用は以下のとおりです。

##### ●取引手数料

株価指数CFD取引、商品CFD取引ともに外付けの取引手数料はかかりません。また、ミニマムチャージの設定もありません。

	株価指数CFD取引	商品CFD取引
外付けの取引手数料	なし	なし
ミニマムチャージ	なし	なし

##### ●取引口座の開設費用や維持費用

取引口座の開設に係る費用、取引口座の管理・維持に係る費用は全て無料です。

##### ●送金手数料等

お客様から当社への送金にかかる諸費用はお客様がご負担ください。一方、当社からお客様の銀行口座等への送金については当社が負担いたします。ただし、一月内において3回を越えた分については、お客様の負担とさせていただきます。

#### 8. 取引証拠金

取引を行うために預託していただく取引証拠金は、取引金額に対する一定の比率として定められています。詳しくは「【2】取引証拠金」をご参照ください。

#### 9. 最小変動幅

当社が提示する価格の最小変動幅は銘柄等により異なります。詳細については当社ウェブサイトまたはプラットフォームでご確認ください。

#### 10. 注文方法

注文方法については「第4章 共通事項－【2】注文方法」をご参照ください。

#### 11. 決済方法

未決済の建玉は、反対売買（転売もしくは買戻し）を行うことで決済することができます。決済方法は差金決済に限られ、原資産等を受け渡しする方法（原引きや原渡し）での決済はできません。なお、転

売もしくは買い戻しの注文が成立した場合、同数量の売り建玉と買い建玉は取引画面上では「スクエア」と表示されて一時的に残りますが、「【14】 ロールオーバー処理」でご説明するロールオーバー処理が行われると、取引画面上からも消去されます。

本取引では約定した日時が古い建玉から順次決済していく **FIFO**（ファーストイン・ファーストアウト＝先入れ先出し法。詳しくは「第4章 共通事項－【13】取引に関する用語集」をご参照ください。）を採用していますが、任意の建玉を指定して決済する指定決済もできます。指定決済では成行、指値、逆指値の各注文が使用できます。

\*注文方法については「第4章 共通事項－【2】注文方法」をご参照ください。

## 12. 自動ロスカット

相場の変動等によりお客様の建玉の値洗いによる評価損が拡大し、純資産額に対する必要証拠金額の比率が150%に達した場合、お客様の損失の拡大を防ぐため、当社はお客様に通知することなく、当社がおお客様の計算においてすべての建玉について成行注文で決済を行います。また未執行の注文を取り消します。これを自動ロスカットといいます。

\*純資産の詳細については「【2】取引証拠金－4. 純資産の計算と証拠金使用率」をご参照ください。

自動ロスカットによる決済の結果、預託している証拠金の額以上の損失が発生する可能性があります。またロスカットルールに規定する値幅以上の損害が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。なお、ロスカットルールは、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、または当社の判断により合理的に変更することがあります。

\*自動ロスカットの詳細については「第4章 共通事項－【3】自動ロスカット」をご参照ください。

## 13. オーバーナイト金利と配当等調整金

### 13-1. オーバーナイト金利

株価指数CFD取引では、お客さまが建玉を持ち越す（すなわちロールオーバー処理が終了した時点で引き続き建玉を保持している）場合には、オーバーナイト金利の支払いないしは受け取りが発生します。

\*商品CFD取引については、オーバーナイト金利は発生しません。

オーバーナイト金利は、取引が約定したときの取引金額に対し、1年を360日または365日として（通貨によります）1日単位で計算されます。ただし、月単位の合計金額が翌月の第3営業日以内に、お客様の取引口座から減算または取引口座に加算されます。

建玉を持ち越さず、当日トレード時間中に決済された場合には、オーバーナイト金利は発生しません。

#### 13-1-1. 買いの場合

お客様が買い方で、建玉を翌日に持ち越す場合には、当社にオーバーナイト金利をお支払いいただきます。この場合、原資産の通貨に対する基準金利（銀行間オーバーナイト借入れ金利（例えば LIBOR: London Interbank Offered Rate）相当額に当社のスプレッドを加算した金額になります。

#### 13-1-2. 売りの場合

お客様が売り方で、建玉を翌日に持ち越す場合には、当社からオーバーナイト金利をお支払いします。この場合、原資産の通貨に対する基準金利（銀行間オーバーナイト預入金利（たとえば LIBID: London Interbank Bid Rate）相当額から当社のスプレッドを減算した金額になります。

\*銀行間オーバーナイト金利から当社スプレッドを差引いた額がマイナスになった場合には、お客様が当社にオーバーナイト金利をお支払いいただきます。

### 13-2. 配当等調整金

株価指数CFD取引では、配当金の権利確定日における買い建玉に対しては、原資産の株式に配当金

が支払われた場合、それに対応する金額（以下「配当等調整金」といいます。）をお支払いします。また、同様に売り建玉については、配当等調整金をお支払いいただきます。

配当等調整金は当該銘柄の配当金の支払日に行われます。配当等調整金は配当落ち期日に同日の市場価格を反映して計上されますが、実際の支払いは当該株式の配当日になります。また、配当等調整金は、原資産銘柄の会社が行うのではなく、当社が行います。実際の株式に支払われる配当には関連する優遇税率等の適用がある場合もありますが、当社が支払う配当金はそのような優遇は適用されませんのでご注意ください。

#### 14. ロールオーバー処理

本取引では、原則として米国東部標準時の午後5時からロールオーバー処理を行います。この処理では、以下のことが行われます。

- ① 決済された建玉が清算され、益金は取引証拠金に加算され、損金は取引証拠金から差し引かれます。
- ② 決済されていない建玉は翌営業日に繰り越されます。
- ③ オーバーナイト金利および配当等調整金の計算が行われます。
- ④ 手数料等が課金される場合は取引証拠金から差し引かれます。

#### 15. 取引時間

株価指数CFD取引、商品CFD取引ともに、取引時間は原資産の現地市場の取引時間に準じます。ただし、現地が標準時間（冬時間）か夏時間かによって異なりますし、予告なく変更される場合もありますので、取引時間については当社ウェブサイトまたはプラットフォームでご確認ください。

#### 16. 両建取引

本取引では「11. 決済方法」でご説明しているスクエア状態の時でも、その建玉に関連注文（決済のための指値注文など）が付帯している場合は、ロールオーバー処理で決済が行われず、建玉は繰り越されます。そうしたときは、結果的に売り建玉と買い建玉を同時に持つ両建と同じような状態となります。この場合、以下のようにお客様にとって不利益となる点がありますので十分にご留意下さい。

- ① 両建状態になりますと、オーバーナイト金利は受け取りと支払いの両方が発生しますが、支払い額の方が受け取り額よりも多くなります。
- ② 両建状態の建玉をそれぞれで決済すると、両建状態にならない場合に比べて二重にスプレッドの負担が生じます。

#### 17. プラットフォーム

本取引はインターネットを利用したオンライン取引に特化しています。面談、電話、ファクス、電子メール等の方法による注文および照会はお受けしていません。オンライン取引のプラットフォーム（取引システム）は用途に応じた3種類をご用意していますので、自宅や外出先など状況に応じて使い分けることができます。詳しくは「第4章 共通事項－【1】プラットフォーム」をご参照ください。

## 【2】取引証拠金

### 1. 取引証拠金の差し入れ

注文を出すときは、当社が定める必要証拠金の額以上の現金を、あらかじめ当社に差し入れていただくことが必要となります。差し入れられた現金は、全て取引証拠金として扱われます。取引証拠金の通貨は日本円に限られ、外国通貨や有価証券等は受け付けておりません。なお、取引証拠金には利息が付きません。

差し入れの方法は、銀行送金または銀行振込およびクイック入金から選択できます（以下、これらの

方法による取引証拠金の差し入れを「送金」といいます。)。ご本人名義以外による送金の場合、受け入れの拒否、返金等の取り扱いを取らせていただく場合がありますので十分にご注意ください。またこの場合、返金のために手数料が発生するときは返金額から手数料が差し引かれます。

\*クイック入金とは、プラットフォーム上の操作で送金処理を行えるサービスです。原則として土日祝日を含む24時間いつでも利用でき、操作を完了すると入金額がすぐに取引口座に反映されます。また、送金手数料は当社が負担いたします。ただし、ご利用は当社が提携している金融機関に限り、また、お客様がその金融機関とオンラインサービス等を受ける契約を結ばれている必要があります。提携金融機関については当社ウェブサイトでご確認いただき、金融機関との必要な契約等については当該金融機関にお問い合わせください。

## 2. 必要証拠金と証拠金率

新たに建玉するために最低限必要となる取引証拠金を必要証拠金といい、取引金額に対する一定の比率（以下「必要証拠金率」といいます。）として設定されています。具体的には以下のとおりです。

■ 株価指数CFD：5%（最大レバレッジ20倍）

■ 商品CFD：10%（最大レバレッジ10倍）

なお、証拠金率は、銘柄の流動性や価格変動率、あるいは法令や規制、もしくは当社が加入する自主規制団体の規則等に基づいて決定されますので、それらの変動や変更等によって、また当社の独自の判断によっても予告なく変更されることがあります。必ず取引開始前に当社ウェブサイトまたはプラットフォームで最新の情報をご確認ください。

## 3. オーバーナイト金利等の取り扱い

ロールオーバー処理で未決済の建玉を繰り越す際、オーバーナイト金利や配当等調整金の計算が行われます。ただし、実際に取引口座に反映されるのは1ヶ月単位です。詳しくは「【1】取引の方法-14. オーバーナイト金利と配当等調整金」をご参照ください。

## 4. 純資産の計算と証拠金使用率

本取引では、お客様の取引口座における取引証拠金、未決済建玉の時価評価損益、決済済み建玉の損益等を総合的に計算して純資産を求め、プラットフォームで提示します。純資産額に対する必要証拠金額の比率、すなわち以下の式で求めた比率を証拠金使用率といいます。

$$\text{証拠金使用率} = \text{必要証拠金額} \div \text{純資産額} \times 100$$

証拠金使用率が150%に達すると自動ロスカットが作動しますので、建玉を維持するためには常に150%を下回る状態に維持する必要があります。簡単な例でご説明しますと、必要証拠金が10万円で純資産が15万円であれば、証拠金使用率は $10 \div 15 \times 100 = 66.7\%$ となります。その後、相場が予想と反対の動きをして評価損を抱えた場合は純資産が減少しますので、証拠金使用率は上昇します。逆に、相場が予想通りに動いて評価益が発生した場合は純資産が増加しますので、証拠金使用率は低下します。その場合、評価益が必要証拠金を上回っていれば、追加で建玉を行うことも可能となります。なお、純資産の計算はほぼリアルタイム（概ね1分間に3～5回）で行われます。

## 5. 自動ロスカット

相場の変動等によりお客様の建玉の値洗いによる評価損が拡大し、証拠金使用率が150%に達した場合、お客様の損失の拡大を防ぐため、当社はお客様に通知することなく、当社がお客様の計算においてすべての建玉について成行注文で決済を行います。また未執行の注文を取り消します。これを自動ロスカットといいます。

自動ロスカットによる決済の結果、預託している証拠金の額以上の損失が発生する可能性があります。またロスカットルールに規定する値幅以上の損害が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。なお、ロスカットルールは、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、または当社の判断により合理的に変更することがあります。

\*自動ロスカットの詳細については「第4章 共通事項－【3】自動ロスカット」をご参照ください。

## 6. 取引証拠金の返還

お客様が取引証拠金の返還を希望される場合は、次の各号の額が返還可能な額になります。ただし、オーバーナイト金利がお客様の支払いで、取引口座の残高にまだ反映されていない場合は、各号に定める額から相当額を差引いた額となります。

- ①未決済建玉の損益評価額が益計算の場合は、純資産額から損益評価額と必要証拠金を差し引いた額。
- ②未決済建玉の損益評価額が損計算の場合は、純資産額から必要証拠金を差し引いた額。
- ③未決済建玉がない場合は、純資産額。

お客様は上記の額の全部または一部の返還を請求することができます。当社は、お客様からの請求を受け付けた日から起算して、国内金融機関の4営業日以内に請求額の返還手続きを行います。ただし、請求額が当社の定める計算基準日時において返還可能な額を超過する場合は、一切の返還を行わないものとします。未決済建玉がある場合、純資産額は相場の変動によって変わりますので、請求額の算定に当たってはこの点に十分ご注意ください。

また、証拠金の返還は、ご本人様名義の銀行口座にのみ送金いたします。第三者名義口座への送金はいたしません。

## 7. 取引証拠金の保管方法

当社は、お客様からお預かりした取引証拠金については、全て日証金信託銀行株式会社と締結した信託契約にて分別保管しています。信託分別保管の対象は、当社が破綻等した場合でも法的に保全されます。

\*信託分別保管は当初にお預けいただいた取引証拠金の元本を保証するものではありません。

## 第4章 共通事項

この章では、外国為替証拠金取引、貴金属証拠金取引、株価指数CFD取引、商品CFD取引、外国為替オプション取引、貴金属オプション取引に共通した事項についてご説明します。以下、第4章ではこれら6種類の取引を総称して本取引といたします。

### 【1】プラットフォーム

当社はオンライン取引に特化しているため、取引は全てインターネットを利用したシステムによって行います。面談、電話、ファクス、電子メール等の方法による注文および照会はお受けしていません。

オンライン取引のプラットフォームは様々な利用環境に対応するために3種類ご用意しています。全て同一のユーザーIDとパスワードでご利用いただけますので、ご自宅や外出先など状況に応じて使い分けることができます。また、当社が扱う各種取引は全て同じプラットフォームで取引することができます。ただし、取引口座は以下のように分かれていますので、目的に応じた取引口座を開設して取引証拠金を預託していただく必要があります。

\*取引口座の区分については「【10】取引開始の手順-1-3. 取引口座の区分」をご参照ください。

プラットフォーム	取引口座の区分	取引できる金融商品
共通	FX系口座	外国為替証拠金取引 外国為替オプション取引
	証券系口座	株価指数CFD取引
	商品系口座	商品CFD取引 貴金属証拠金取引 貴金属オプション取引

#### 1. プラットフォームの種類

##### ■SAXOTRADER（サクソトレーダー）

お客様のパソコンにあらかじめ専用ソフトをインストールしていただくタイプです。通信ごとのデータ量が少なくすむため、非常に高機能でありながらレスポンスはとても軽快。専用ソフトのダウンロードは当社ウェブサイトからいつでも簡単に行うことができます。

\*パソコンのOS（基本ソフトウェア）はMS Windows®のみに対応しています。それ以外のOSではご使用いただけません。

##### ■SAXOWEBTRADER（サクソウェブトレーダー）

専用ソフトをインストールする必要がないタイプです。インターネットに接続できるパソコンがあれば、どこからでも取引を行うことができます。

\*ブラウザはInternet Explorer®、Firefox®、Safari®に対応しています。それ以外のブラウザではご使用いただけません。

## ■ SAXOMOBILETRADER (サクソモバイルトレーダー)

携帯電話向けのプラットフォームで、アプリケーションのダウンロードも必要ありません。電波の届く場所なら手のひらからマーケットにアクセスできます。

\* SAXOMOBILETRADER は本取引に必要な全ての機能を備えているわけではありませんので、必ず SAXOTRADER や SAXOWEBTRADER で取引できる環境をご用意いただき、補助的手段としてご利用ください。

\* SAXOMOBILETRADER では、携帯の機種によって動作や表示に不具合が生じたり取引ができなかったりする場合があります。必ずご利用の前にデモ（架空取引による体験版取引システム）で動作等をご確認ください。デモは当社ウェブサイトから申し込むことができます。

	SAXOTRADER	SAXOWEBTRADER	SAXOMOBILETRADER
タイプ	リッチクライアント型	ウェブクライアント型	ウェブクライアント型
ハードウェア	パソコン	パソコン	携帯電話

## 2. 注意事項

- SAXOTRADER ではパソコンのOSはMS Windows 2000©以上を推奨しています。アップル社のMACによるご利用は出来ません。
- 回線はADSL/光回線等の高速ブロードバンド回線をお勧めいたします。ダイヤルアップ接続は、速度が遅いほか接続が途切れる可能性がありますのでお勧めいたしません。
- セキュリティー関連ソフトをご利用の場合、その設定内容によっては接続出来ない場合がありますので、設定内容を変更する必要が生じることがあります。
- デモ取引のご利用後に正規の取引を開始する場合は、SAXOTRADER については専用ソフトの再インストールが必要になります。また、SAXOWEBTRADER と SAXOMOBILETRADER はアクセスするURLが異なります。
- 取引に関する報告書は、取引システムから電子交付となります。ただし、SAXOMOBILETRADER は除きます。
- SAXOMOBILETRADER を初めてご使用になる場合は、必ず事前にパソコン版（SAXOTRADER または SAXOWEBTRADER）にて初期パスワードの変更を行ってください。
- オプション取引においては、SAXOMOBILETRADER は機能が決済注文に限定されており、新規建玉を行うことはできません。また、オプションボード機能はSAXOTRADER のみで利用することができます。
- インターネットに接続するために必要な通信回線機器や契約等についてはお客様が準備するものとします。

## 3. TradeMaker

プラットフォームのうち、SAXOTRADER では TradeMaker というサービスがご利用いただけます。これは、取引システムが提示する取引アイデア（売買方針）にお客様が賛同された場合、その取引アイデアを実行するための注文が簡単な操作で自動的に設定されるという機能です。利用手順の概要は次のとおりです

- ① SAXOTRADER にログイン後、メニューから TradeMaker を選択します。複数の取引アイデアが表示されますので、興味のあるものを選択すると、取引アイデアの詳細が表示されます。
- ② 内容を吟味し、お客様がその取引アイデアを実行したいと考えた場合は、発注用のボタンをクリックします。すると、新規建玉、利食い、損切りの指値注文がセットになって提示されますので、お客様が同意すればお客様の注文として自動的に発注されます。
- ③ 各注文は取り消したり変更したりすることも可能です。

## 【TradeMakerに関する注意事項】

TradeMakerのご利用にあたっては次のことをあらかじめご承諾ください。

- ① TradeMakerで提示される取引アイデアは英語で表記されますので、英語による説明を十分にご理解いただけることがご利用いただくための条件となります。十分にご理解いただけない場合はTradeMakerをご利用なさらないでください。
- ② TradeMakerが提示する情報、見解、売買方針等について、当社はその正確性、信頼性、確実性、即時性、完全性等を保証するものではありません。また、それらは将来の見通しや予測を含む場合がありますが、経済環境や金融市場の動向は不確実であるため、かならずしも実際の結果と一致するものではありません。さらに、取引の判断に必要な全ての事項を網羅するものではありません。
- ③ TradeMakerが提示する取引アイデアを採用された場合、お客様に損失が生じる可能性があります。当社はそれについて一切の責任を負いません。TradeMakerが提示する取引アイデアを採用するかどうかのご判断は、あくまでお客様ご自身の責任において行ってください。
- ④ 当社はお取引の参考としていただくためにTradeMakerを提供しており、TradeMakerが提示する取引アイデアに従って取引することを推奨したり勧誘したりするものではありません。
- ⑤ TradeMakerの取引アイデアはサクソバンクと契約した第三者の専門業者から提供されます。それらの業者に関する情報は当社ウェブサイトで配布している『TradeMaker操作マニュアル』をご参照ください。

## 【2】注文方法

## 1. 注文の指示

本取引を行うときは、プラットフォームで注文の指図を行います。注文時には次の項目のうちプラットフォームが指定する項目を正確にご入力ください。

- 銘柄
- 売建取引または買建取引の別
- 注文数量
- 注文の種類（執行条件）
- 価格（指値または成行）\* 指値には当社が提示するアスク価格またはビッド価格に応じる場合を含みます。
- 注文の有効期間
- その他お客様の指示によることとされている事項

なお、取引可能な時間内であっても、流動性が低い場合など取引環境の状況によっては注文の指示ができない場合があります。

## 2. 注文の種類

使用できる注文方法の種類は下の表のとおりです。ただし、取引の種類によっては使用できない場合もありますのでご注意ください。

- オプション取引（外国為替オプション取引、貴金属オプション取引）については、成行注文のみとなります。
- ストップリミットはCFD取引でのみ使用できます。

種 類	内 容
成行（なりゆき）	マーケット注文ともいい、その時点の市場の実勢レートで売買したい時に使用する注文方法。注文時には銘柄、売り／買いの別、数量を指定し、価格や期限は指定しません。成行注文の場合、お客様はビッド価格で売ることになり、アスク価格で買うこととなります。成行注文は原則としてその場で約定しますが、価格の

	<p>変動が大きい場合は約定価格が提示価格からずれる場合もあります。</p> <p>*上記は SAXOTRADER と SAXOWEBTRADER の場合。SAXOMOBILETRADER における「成行」では、発注時の実勢レートによる指値注文が執行されるため、約定しないケースも起こりえます。</p>
指値 (さしね)	<p>注文を出す時に売買の希望価格を指定する注文方法で、リミット注文ともいいます。その時点の実勢価格から見て「もっと安い価格で買いたい」、もしくは「もっと高い価格で売りたい」という場合に使用します。指値注文では注文の有効期限も指定します。なお、流動性が十分ではない場合は価格が指定した水準に達しても全ての注文数量が約定しない場合もあります。</p>
逆指値 (ぎゃくさしね)	<p>価格が指定した水準まで下がったら成行で売り、上がった成行で買う、という注文方法で、ストップ注文、ストップロス注文ともいいます。主に、建玉の含み損が一定のレベルまで達したら損切りしたいという場合に利用しますが、新規注文の場合でも、相場のトレンドについていく目的で「一定以上高くなったら買いたい」「一定以上安くなったら売りたい」という時にも用います。</p>
I F D (イフダン)	<p>優先順位のある二つの注文を同時に出し、1次注文が成立したら、2次注文が自動的に有効になる注文方法。イフダン (If Done) は「もし注文が約定したら」の意味。</p>
O C O (オーシーオー)	<p>二つの指値注文または逆指値注文をセットにして同時に注文を出し、一方の注文が約定した場合に他方の注文が自動的にキャンセルされる注文方法。OCO は One side done then Cancel the Other order の略。</p>
I F D O C O (イフダンオーシーオー)	<p>I F D 注文の 2 次注文を O C O とする注文方法。</p>
トレイリングストップ	<p>逆指値注文の一種で、市場の変動に合わせて逆指値の価格を自動的に引き上げたり引き下げたりする注文方法。</p>
ストップリミット	<p>ストップ (逆指値) 注文とリミット (指値) 注文を合成した注文方法。通常のストップ注文では、あらかじめ指定した水準になると成行注文が執行されますが、ストップリミットでは指値注文が執行されます。</p>
ビッド逆指値	<p>注文執行の基準をビッド価格 (お客様から見た売値) とした逆指値。指定されたビッド価格に達した際に成行で発注されます。買い建玉に対してビッド逆指値を入れても通常の逆指値と同じ効果となりますが、売り建玉に対してビッド逆指値を入れると、通常の逆指値とは異なる結果となります。通常の逆指値では買値が指定価格となった場合に執行されますが、ビッド逆指値では売値が指定価格となった場合に執行されます。</p>
アスク逆指値	<p>注文執行の基準をアスク価格 (お客様から見た買値) とした逆指値。指定されたアスク価格に達した際に成行で発注されます。売り建玉に対してアスク逆指値を入れても通常の逆指値と同じ効果となりますが、買い建玉に対してアスク逆指値を入れると、通常の逆指値とは異なる結果となります。通常の逆指値では売値が指定価格となった場合に執行されますが、アスク逆指値では買値が指定価格となった場合に執行されます。</p>
ビッド・ トレイリングストップ	<p>トレイリングストップをビッド価格とした注文方法。</p>
アスク・ トレイリングストップ	<p>トレイリングストップをアスク価格とした注文方法。</p>

### 3. 注文の有効期限

本取引（オプション取引を除く）では○印のついたものが指定できます。

注文の種類	無期限	当日中	1週間	1ヶ月	週末まで	月末まで	年末まで	期日指定
商品CFD取引	○	○	○	—	○	○	—	○
上記以外の取引	○	○	○	○	○	○	○	○

#### 【外国為替証拠金取引に関する注意事項】

外国為替証拠金取引では、建玉に関連注文（決済のための指値注文など）が付帯している場合、その注文は約定しなければロールオーバー処理で削除されてしまいます。例えば、IFD注文が約定した場合、2次注文の指値や逆指値は当日に限り有効です。また、これはスクエア状態とそうでない状態（片建）の両方の場合で適用されます。

\*スクエア状態とは、同数量の買い建玉と売り建玉が並存する状態のことです。具体的には、既存建玉に対して同数量の反対売買を行い、その後はまだロールオーバー処理を迎えていない間はスクエア状態となります。

### 4. スプレッド

当社は、売り価格と買い価格を常に同時に提示します。これを2ウェイプライスといいます。お客様から見た売り価格をビッド (Bid)、お客様から見た買い価格をアスク (Ask) といいます。ビッドとアスクにはスプレッドと呼ばれる価格差があり、アスクのほうがビッドよりも高くなります。したがって、スプレッドは取引を行ううえでお客様が負担するコストとなります。また、本取引の取引対象の価格が急変動したり流動性が低下するなどの状況によっては、スプレッドが拡大する、あるいは価格そのものを提示することができないことがあり、お客様が意図した取引ができない可能性があります。

## 【3】自動ロスカット

本取引では、お客様の取引口座における取引証拠金、未決済建玉の時価評価損益、決済済み建玉の損益、手数料やミニマムチャージ等（取引の種別・コースによって手数料やミニマムチャージは課金されない場合もあります。詳しくは各取引の章をご参照ください。）を総合的に計算して純資産を求め、取引システムで提示します。純資産額に対する必要証拠金額の比率、すなわち以下の式で求めた比率を証拠金使用率といいます。

$$\text{証拠金使用率} = \text{必要証拠金額} \div \text{純資産額} \times 100$$

本取引では、お客様の証拠金使用率が下記表に示す一定の水準に達すると、お客様に事前に通知することなく、また、お客様のご意思に関わらず、以下の処理が行われます。これを自動ロスカットといいます。

①未約定の注文すべてを取り消す

②未決済の建玉すべてについて成行注文で反対売買を行う

取引の種類	自動ロスカットの対象となる 証拠金使用率の水準
外国為替証拠金取引 外国為替オプション取引	100%
株価指数CFD取引 商品CFD取引 貴金属証拠金取引 貴金属オプション取引	150%

ただし、自動ロスカットは執行後の証拠金使用率が当該水準以下にとどまることを保証するものではありません。自動ロスカットの決済は成行注文で行われますので、取引対象の価格の変動が激しい場合や流

動性が低下している場合など状況によっては、取引証拠金の使用率が当該水準を大きく超えた状態で反対売買が完了する可能性もあり、場合によっては、お預かりした取引証拠金を超える損失が発生する可能性もあります。このような場合でも、自動ロスカットの結果確定した損失はすべてお客様の計算に属し、当社はその責を負いません。取引対象の価格変動が激しくなっている場合は、建玉を縮小するなど十分な注意を払うようお願いいたします。なお、ロスカットルールは、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、または当社の判断により合理的に変更することがあります。

## 【4】 決済に伴う金銭の授受

### 1. 決済の方法

本取引の建玉は、お客様ご自身による決済、自動ロスカット、もしくは取引約款に定められた強制決済等によって決済されます。決済によって円以外の通貨で損益が発生した場合は、米国東部標準時午後5時時点での実勢相場に最大0.5%のコストを加減した交換レートで自動的に円に交換されます。

### 2. 差金決済に伴う金銭の授受

反対売買により行った差金決済に伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を、取引証拠金に加算または取引証拠金から差し引く方法により行うこととします。

・ 約定価格差の円換算値 × 取引数量

\* 約定価格差とは、転売または買戻しにかかわる約定価格と当該転売または買戻しの対象となった新規の買付取引または新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

### 3. 不足金

急激な価格変動等によりお客様の損失額がお預かりした取引証拠金を超え、当社に対する不足金が発生した場合は、お客様は、当社が請求した日の翌々営業日の午後3時まで、不足金の額を当社が指定する方法で当社に送金していただくこととします。当社は、上記の期日までに当該不足金のご入金を確認できない場合は、履行期日の翌日より履行の日まで年率14.6%の割合により計算した遅延損害金を申し受けます。

## 【5】 各種書面の電子交付

### 1. 電磁的方法による書面の交付

金融商品取引法では、当社からお客様に交付しなければならない書面がいくつか規定されています。当社では、同法の規定に基づいて、当該書面に記載すべき事項をプラットフォームや当社ウェブサイトに掲載する等の方法により提供させていただきます。これを「電子交付」と言い、お客様には当社が電子交付を行うことをご承諾いただきます。

### 2. 書面の種類

当社は、金融商品取引法により電子交付が認められている書面を含む、次の各号に掲げる書面の記載事項を電子交付します。

- ① 本取引説明書および「取引約款」（金融商品取引法第37条の3関連書類）、もしくはそれらの変更に  
関する書面
- ② 取引報告書（金融商品取引法第37条の4関連書類）
- ③ 取引残高報告書（金融商品取引法第37条の4関連書類）
- ④ 証拠金の受領に関する書面（金融商品取引法第37条の5関連書類）

⑤その他当社が定め、当社のホームページ上に掲載するもの。

### 3. 電子交付の方法

当社が行う電子交付等とは次の各号に掲げる方法とします。

- ①上記「書面の種類」の①⑤については当社ウェブサイトからリンク等により接続される閲覧ファイルに記載事項を記録し、お客様の閲覧に供します。
- ②同じく②③④については、当社が契約するデータセンターでのデータベース上に、お客様の認証を必要とする顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに記載されている記載事項をお客様の閲覧に供します。
- ③その他当社が定めるものについては、上記①あるいは②のいずれかに定める方法によります。

### 4. 確認事項

お客様は、次の事項について確認を行っていただくこととします。

- ①お客様が、当社から電子交付を受けるために、当社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader の PDF ファイル閲覧用ソフトおよび当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトを備えていること。
- ②お客様が、プリンタ等によって閲覧ファイルあるいは顧客ファイル等の記載事項を印刷することが可能であること。

## 【6】 リスク

本取引に関するリスク（危険性）についてはここまでの解説で順次ご説明しておりますが、ここでは改めてリスクを整理しています。本取引説明書で説明されるリスクについて十分な理解を持って取引に臨まることが必要ですが、ここで説明されるリスクがそのすべてであるとは限りません。個々の取引商品のリスクについては、ご自身で理解を深めていただくことが肝要です。

当社は投資に関する助言を行いません。したがって、当社とのお取引について、お客様は取引に関する知識、経験、目的と財務状況に照らして十分に考慮してご判断ください。

#### 1. 本取引は投機的な取引です

本取引は、取引対象の価格の動向によって利益が得られる反面、損失を被ることもある取引です。お客様が当社に預託された取引証拠金の元本または取引による利益が保証されるものではありません。本取引を行うに当たっては、取引におけるレバレッジの効果を十分に認識してください。急激な相場変動等により、お客様が預託している取引証拠金の額以上の損失が発生する可能性もありますので、資金面では常に余裕を持ってお取引いただくようお願い申し上げます。

#### 2. 市場と相場に関するリスク

##### 2-1. 値動きについて

本取引における取引対象の価格は様々な要因を反映して変動しますので、値動きのリスクについては十分な認識が必要です。各国の経済や政治の情勢はもとより、各種の規制・処置、突発的な事件や天災地変、紛争、需給関係、債券市場など他の金融市場の動向などが影響を及ぼすことがあり、時には非常に大きな動きや予測しがたい動きを示す可能性もあります。

##### 2-2. 流動性等について

流動性が低下すると、当社がお客様に提示するスプレッドが拡大したり、お取引が困難になることあるいは不可能になることがあります。具体的には以下の点に留意が必要です。

- 本取引ではお取引いただけない時間帯には建玉の新規保有、決済を行うことはできません。

- 戦争、地変、天変、紛争、各国の政策・規制の変更、金融市場における信用収縮といった特殊な状況が発生した場合、流動性が著しく低下することがあります。
- 各国当局や取引所の規制・処置などによる取引の制限、取引システムや通信の障害等により市場の取引が困難になることあるいは停止されることがあります。

外国為替証拠金取引・外国為替オプション取引ではさらに以下の点にも留意が必要です。

- 当社の営業日であっても各国の祝祭日にあたる場合は流動性が低下することがあります。
- 経済規模の小さな国の通貨などは平常時でも相対的に流動性が低いことに留意が必要です。

株価指数CFD取引、商品CFD取引ではさらに以下の点にも留意が必要です。

- 証券取引所や先物取引所などの原資産市場で原資産の価格が制限値幅に達し、取引が停止された場合、当該CFD取引のお取引が困難となる可能性があります。
- 原資産市場によっては取引可能な数量に限りがある場合があり、注文の数量が大きい場合は当社の判断で当該注文を取り消す可能性があります。

### 2-3. 為替相場について

お客様の取引口座は日本円で維持されますが、取引対象が外貨建ての場合、取引証拠金、利益、損失および手数料等の諸費用の計算は、当初はその当該取引対象の通貨を用いて行われます。その後、米国東部標準時の午後5時時点の実勢相場をベースに0.5%の範囲で当社が提供する外国為替レートによって円に換算されます。したがって、該当する外国為替レートの変動によってお客様が損失を被る可能性があります。

### 3. 異常レートに関するリスク

当社は、カバー取引先が提示する価格をお客様に提示しますが、取引システムの障害や誤作動、市場参加者からカバー取引先が受け入れる価格の異常等により、市場の取引情勢から乖離した価格（以下「異常レート」といいます。）が提示される可能性を完全に排除することはできません。

異常レートで取引が約定した場合、当社はその約定を修正したり取り消したりする場合があります。これに伴い、お客様に異常レートに起因して利益が発生していた場合は、当社にその利益分を返還していただき、既に損失が発生している場合は、その損失を返還させていただきます。

お客様の側で異常レートの可能性に気づかれた場合は、当社までご連絡ください。ただし、そのレートが適用された日から2営業日以内とさせていただきます。また、異常レートがどうかの判定は当社が行い、お客様はその権利を主張することはできません。

### 4. 取引のしくみに関するリスク

#### 4-1. 損失の限度について

当社は「自動ロスカット」を採用しており、お客様の損失が拡大することに一定の歯止めをかける措置を講じていますが、取引対象の価格が急激に変動したり流動性が低下したりする場合などには、お預かりした取引証拠金を超える損失が発生する可能性もあります。詳しくは「【3】自動ロスカット」をご参照ください。

#### 4-2. 取引のルールについて

取引対象の価格の変動が著しく大きくなった場合またその恐れがある場合、流動性の低下等で取引が困難となった場合などには、当社は緊急的な処置を行うことがあります。例としては、必要証拠金率を引き上げることや、自動ロスカットに適用される証拠金使用率を変更すること、あるいはお取引の受付を停止することなどが考えられます。こうした処置によってお客様の建玉が自動ロスカットの対象となるなどして、お客様が損失を被る可能性があります。

#### 4-3. レバレッジについて

本取引は、取引額に比較して小額の取引証拠金をもって取引するため、取引対象の価格の変動の結果、損失を被る可能性があります。その損失額は、当社にお預けいただいた証拠金の額を上回る可能性があります。レバレッジは運用資金や経験に照らして無理のない範囲に収めるようにしてください。また、取引に必要な証拠金の額は変更されることがありますので、当社ウェブサイトまたはプラットフォームで定期的にご確認ください。

#### 4-4. スワップポイントについて

スワップポイントは、外国為替証拠金取引では当該通貨国の短期金利、貴金属証拠金取引ではリースレートに連動します。スワップポイントは、これらの変動によって、受け取りから支払に転じたり、買い建玉と売り建玉の双方が支払いとなる場合もあります。また、同一の銘柄では受け取り額よりも支払い額のほうが大きくなります。

#### 4-5. オーバーナイト金利について

オーバーナイト金利は、株価指数CFD取引の原資産の通貨に係るロンドンでのインターバンク市場での金利によって決定されます。したがって、当該市場の金利の変動の影響を受け、お客様の予想外の支払いとなることがあります。とくに特定の国の株式市場の急激な変動は、当該国の通貨の金利にも大きな影響を与えることがあります。あるいは逆に当該国の通貨の金利の急激な変動が株式市場等に大きな影響を与えることもあり、この相互作用によって大きな損失をこうむる可能性があります。

### 5. 取引システム等に関するリスク

本取引では、取引にかかわる指図や照会の方法を、インターネットを利用したオンライン取引に限定しています。本取引のコンピューターシステム、インターネット、およびお客様がご使用になるコンピューターシステムや携帯端末（携帯電話を含みます。）については、それぞれハードウェアやソフトウェア（OS等の基本的なソフトウェアと当社が提供する取引システムに係るソフトウェアの両方を含みます。）に障害・誤作動等が発生するリスクがあります。これらに起因してお客様の注文または照会ができなくなることがあり、それによって不測の損失を被る可能性があります。

また、SAXOMOBILETRADER については、携帯電話の全ての機種について動作確認を行っているわけではありません。機種によって動作や表示に不具合が生じたり取引ができなかったりする場合があります。

### 6. カバー取引に関するリスク

当社は、お客様と取引を行うと同時に、同じ取引について、同数量で売り買いが反対の取引をカバー取引先と行っております。これをカバー取引といたしますが、当社自身はこれによって相場変動のリスクに対して中立となります。しかしながら、カバー取引先の信用状況の変化等により、金銭の支払いが遅延するもしくは不能となる、または取引について制限を受けるなどのために損失が生じるおそれがあります。カバー取引先が何らかの理由によって当社との取引に応じ得ない事態となった場合、当社は当社独自の判断においてお客様との取引を停止することや、場合によっては建玉を決済させていただくことがあります。それによって、お客様が損失を被る、あるいは証拠金等の返還が困難になる等の可能性があります。

当社のカバー取引先は以下の通りです

サクソバンク（英語表記：Saxo Bank A/S）

- ・業務内容：金融デリバティブ取引サービスの提供
- ・本店所在地：デンマーク王国コペンハーゲン
- ・監督庁：デンマーク金融庁

## 7. 法規制リスク

法令等や当社が加入する自主規制団体の規則等の変更は、お客様にとって、実質的に不利な影響を与える可能性があります。

## 8. 非規制市場

本取引は、お客様と当社との相対取引であり、金融商品取引所を通じて取引されていません。そのため、規制市場における保護をうけることはできません。

## 9. 当社の債務履行に関するリスク

本取引はお客様と当社の相対取引であり、お客様の注文は当社が相手方となって成立させます。そのため、当社の信用状況によっては、損失が生じるおそれがあります。ただし、当社は、お客様からお預かりしている取引証拠金については、全て信託契約にて分別保管する措置を講じています。信託分別保管されている資産については、万が一当社が破綻した場合でも、法的に保全されます。

\*信託分別保管は当初にお預けいただいた取引証拠金の元本を保証するものではありません。

## 10. オプション取引に特有のリスク

### 10-1. 価格変動に関するリスク

オプションのプレミアムは、原資産の値動きに応じて変動しますが、その他にも、ボラティリティや満期日までの残存期間などの影響を受けます。そのため、原資産とは異なる動きをする可能性があります。また、その変動率は原資産に比べて大きくなる傾向があります。

### 10-2. 残存期間に関するリスク

満期日までの残存期間が1週間以内になると、転売および買戻しは制限されるようになり、為替市場の状況によっては注文が受け付けられない場合があります。また、満期日当日は転売および買戻しはできません。

### 10-3. 買方に特有のリスク

- ①本取引には権利行使の期限があり、満期日に本質的価値がない場合には、権利は消滅します。この場合、買付け代金の全額を失うことになります。
- ②プレミアムの時間的価値は、時間の経過に伴って失われます。

### 10-4. 売方に特有のリスク

- ①買方の損失はオプションの買付け代金が上限になりますが、売方にはそうしたしくみ上の上限がありません。ただし、自動ロスカットが適用されますので、無制限に損失が拡大することはありません。
- ②売方は、権利行使を受けたときは、必ずこれに応じなければなりません。
- ③本取引でも原取引と同様に取引証拠金に関するリスクが発生します。また、取引証拠金はボラティリティ等によっても変動しますので、ボラティリティの急変動によって建玉の維持に必要な取引証拠金が増える可能性があります。

## 【7】 税の取り扱い

本取引は店頭デリバティブ取引にあたり、個人で行った取引により発生した所得は「雑所得」として扱われます。

## 1. 収入と所得

収入から必要経費を差し引いたものが所得になります。本取引では売買差益とスワップポイント差益の合計がプラスであれば収入となり、そこから取引に要した必要経費を差し引いたものが所得となります。さらに所得から所得控除を差し引いたものが課税所得となり、これに税率をかけて税金の額を求めます。

必要経費としては、為替相場等を勉強するために購入した書籍や出席した有料セミナー、それらに要した交通費などが該当します。パソコンの購入代金や通信費は、どの程度が本取引関連で使用されたかを特定することが困難な場合が多いですが、実態に即していれば必要経費とすることができます。ただ、必要経費であるかどうかの判定は税務署が行いますので、その点ご注意ください。

## 2. 雑所得と確定申告

雑所得とは、給与所得や譲渡所得など他の9種類の所得のいずれにも当たらない所得をいい、公的年金、作家以外の人を受ける原稿料や印税、講演料などが該当します。雑所得は他の所得と合計したうえで税額を計算しますので、原則として確定申告が必要になります。

ただし、給与収入が2千万円以下のサラリーマンの方は、給与の支払者が行う年末調整によって所得税額が確定し、納税も完了します。この場合は、給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以内であれば、確定申告は不要です。なお、この20万円は非課税枠というわけではなく、仮に当該所得が21万円の場合は、確定申告の必要が生じうえ21万円全体が課税対象となります。

## 3. 損益の合算と繰り越し

複数の会社と外国為替証拠金取引や貴金属証拠金取引を行っている場合は、それらを合算して所得を求めます。ほかに雑所得があればそれらとも損益通算ができます。ただし、損失になる場合でも、他の種類の所得と通算したり翌年以降に繰り越したりすることはできません。

## 4. 税率

所得税は超過累進課税ですので、所得の額に応じて税率が異なってきます（下図）。例えば、課税所得が500万円の場合は次のような計算になります。

- ① 195万円以下の部分については5%なので税額は9.75万円
- ② 195万円超 330万円以下の部分（135万円相当）については10%なので税額は13.5万円
- ③ 330万円超 500万円以下の部分（170万円相当）については20%なので税額は34万円

従って税額の合計は、9.75万円+13.5万円+34万円=57.25万円となります。ただ、このように計算すると面倒なので、下図右端の控除額を用いると計算が簡単になります。500万円の場合は、3の段の税率をかけて求めた額から控除額を差し引きます。すなわち『500万円×20%−427,500円=57.25万円』となります。全体としての税率は11.45%（57.25万円÷500万円）と計算されます。同様に、課税所得が1,100万円の場合の税額は209.4万円で、全体としての税率は約19%と計算されます。

	課税される所得金額	所得税の税率	控除額
1	195万円以下	5%	0円
2	195万円超 330万円以下	10%	97,500円
3	330万円超 695万円以下	20%	427,500円
4	695万円超 900万円以下	23%	636,000円
5	900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
6	1,800万円超	40%	2,796,000円

## 5. 支払調書の提出

金融商品取引業者は、店頭デリバティブ取引については平成21年に行われた取引から、税務署に対

して支払調書を提出することが義務付けられています。支払調書とは、お客様の取引を全て記録したもので、税務当局が税務の参考とする資料です。

以上は平成 22 年の税制に基づく所得税（国税）に係る説明です。その他に住民税（地方税）も課税されます。また、税制は変更されることがありますので、国税庁等のウェブサイトをご参照いただくか、税務署、税理士等の専門家等にお問い合わせください。なお、取引所で行われる市場デリバティブ取引については別の税制が適用されますのでご注意ください。

## 【8】本人確認

当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法）および同施行令、施行規則に基づき、口座開設のお申込み時に以下の方法でご本人の確認をさせていただきます。

### 1. 本人確認の方法

個人のお客様が当社に口座開設のお申込みをいただく際は、以下（1-1 または 1-2）の本人確認書類のうちいずれか一つを提出していただきます。さらには、当社が口座開設の通知を行う際に、本人確認書類に記載された住所に転送不要郵便（簡易書留）を送付する方法をとります。以上により、本人確認を行わせていただきます。

#### 1-1. コピー（複写）を提出いただく書類

①運転免許証 ②パスポート ③各種健康保険証 ④住民基本台帳カード ⑤外国人登録証明書

上記の書類については、郵送、ファクス、もしくは当該書類の画像（デジタルカメラやスキャナ等を使用して電子化された画像データ）を電子メールで送信する方法のいずれかで受け付けます。ただし、有効期限内または現在有効なものに限ります。なお、いずれも氏名・住所・生年月日の記載されている面が必要となります。コピーや画像等が不鮮明な場合は受け付けないことがありますので、文字が明確に読み取れるように鮮明なものをお送りください。

#### 1-2. 原本を提出いただく書類

①住民票の写し ②住民票記載事項証明書 ③印鑑証明書 ④外国人登録原票の写し

上記の書類については、原本を郵送する方法に限定させていただきます。ファクスや画像データでの受付は行っておりません。なお、いずれも発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。

## 【9】個人情報の取り扱い

当社は個人情報保護方針をウェブサイトに掲載しています。当社は、個人情報保護方針を随時見直し、関係法令等の改正あるいは業務の状況に応じて改定することがあります。改定後の個人情報保護方針は当社ウェブサイト上に掲載し、またお問い合わせがあれば回答する等の方法で公表します。

### 1. 個人情報の取り扱いについて

お客様の個人情報は、本取引を行っていただくうえでの、本人確認、口座開設のための審査およびお勧めする新しい商品やサービスのご案内（書面の郵送および電子メールを含みますがそれらに限られません）、その他業務上必要な範囲で利用することとします。なお、お客様が同意されている場合、または法令により必要と判断される場合、および法的措置に対応する場合を除いて、お客様の情報を外部に提

供することはありません。

## 2. 機微情報の取得・利用等について

当社は、法令上認められた場合や、業務上不可欠でありご本人の同意を得た場合を除いては機微（センシティブ）情報にあたる個人情報を取得・利用等いたしません。

\*機微（センシティブ）情報とは、金融庁制定の「金融分野における個人情報に関する取引説明書ライン」第6条第1項に定める政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう。）、労働組合の加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する情報をいいます。

## 3. 通話の記録

当社はお客様と当社役職員との間の電話による通話を記録することがあります。このような記録または記録を文書化したものはお客様と当社間の争議の解決に使われることがあります。

# 【10】取引開始の手順

## 1. 取引口座の開設

### 1-1. 取引のリスク、しくみ、取り決め等の理解

本取引を開始されるにあたっては、まず本取引説明書および取引約款その他当社が交付する資料を熟読して、取引のしくみ、リスク、取り決め等を十分にご理解いただき、ご自身の投資経験、知識、資力、取引目的に照らして慎重にご検討ください。そのうえで、インターネット経由で口座開設申込書を提出し、各手続きをご確認していただくことによって、お客様は当社に対して以下の事項を確認あるいは承認したものとさせていただきます。

- 取引説明書、取引約款をダウンロードし、それらを読み、かつ理解した。
- 当社商品の取引に関するご自身の目的、財務状況、期待される利益、および取引に伴う大きな損失リスクを十分に考慮している。
- 「【5】各種書面の電子交付」に記載されたとおり、取引報告書および残高報告書、証拠金の受領書あるいは各種の変更書面等について電子交付を受けることを承諾した。
- 「【6】リスク」をよく理解し、本取引が高いリスクをもたらすことを承知している。また、状況によっては、当社に支払った証拠金の金額を上回る損失が発生することを承知している。
- 「【9】個人情報の取り扱い」に記載された通り、お客様または第三者から提供されたお客様の個人情報を、当社が収集し、保有、使用、開示することに同意した。

また、お客様が当社との取引を開始された後、当社が新たに本取引説明書や取引約款の変更書面等をお客様に交付し、お客様が当社と取引を継続された場合にも、お客様は当社に対して上記の事項を確認あるいは承認したものとさせていただきます。

### 1-2. 取引口座の開設

取引口座開設の具体的な手順は次のとおりです。

- ①当社に取引口座を開設される場合、個人の場合は当社のウェブサイトよりお申込みください。
- ②お申込みが完了しましたら、当社に本人確認書類を提出してください。提出の方法は「【8】本人確認」をご参照ください。
- ③口座開設のお申込みをいただいたお客様につきましては、当社で口座開設の審査を行います。口座開設の可否につきましては、ご通知いただいたアドレスに電子メールを送信する方法でお知らせいたします。なお、口座開設をお受けできない場合の理由につきましては開示いたしません。
- ④口座開設を受諾させていただいたお客様には、本取引に用いるユーザーID、パスワードを郵送に

とお知らせいたします。郵送の方法は「【8】本人確認」をご参照ください。

お申込みから1ヶ月経過しても本人確認書類を提出いただけない場合や本人確認書類の不明瞭等の不備に1ヶ月以上ご対応いただけない場合等は、お申込みはキャンセルさせていただきます。

### 1-3. 取引口座の区分

取引口座は以下の区分ごとに開設する必要があります。これは、取引証拠金の区分管理や自動ロスカットを法令の定める区分に従って行うためです。

アカウントID の頭文字	取引口座の区分		同一取引口座内で可能な取引
M	FX系口座	ミニ用	外国為替証拠金取引
S		スタンダード用	外国為替証拠金取引 外国為替オプション取引
C		FX CHOICE 用	外国為替証拠金取引 外国為替オプション取引
I	証券系口座		株価指数CFD取引
X	商品系口座		商品CFD取引 貴金属証拠金取引 貴金属オプション取引

例えばFX系の取引口座で証券CFD取引を行うことはできません。一方、商品系の取引口座では商品CFD、貴金属証拠金取引、貴金属オプション取引を行うことができます。

取引証拠金の管理は取引口座ごとに行われ、損益等は通算されません。また、自動ロスカットも取引口座単位で管理されます。取引口座間で資金移動を行う場合は、いったんご出金いただいてから改めてご送金いただく必要があります。当社の側で資金移動を行うことは承っておりません。

なお、ご希望の取引については、ウェブサイトでのお申込み時に指定していただきますので、一度の手続きでFX系、証券系、商品系の口座を同時に開設することが可能です。

### 2. 取引証拠金の差入れ

本取引を開始するにあたっては、あらかじめ当社に当社が定める額の取引証拠金を差し入れていただきます。当社は、取引証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書として必要な事項を電子交付します（公布方法については「【5】各種書面の電子交付」をご参照ください。）。当社でご入金を確認した後、お客様はユーザーIDとパスワードを用いることでプラットフォームにログインすることが可能になります。

\*外国為替証拠金取引のスタンダードとFX CHOICEについては、当社が定める額以上の取引証拠金が預託されていないとプラットフォームにログインできません。

\*取引口座への入出金は、円通貨のみでの承りとなります。

### 3. 注文

本取引を行うときは、プラットフォームで注文の指図を行います。注文の種類や有効期限については「【2】注文方法」をご参照ください。

### 4. 取引報告書の交付

注文が成立したときは、当社は取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。交付方法については「【5】各種書面の電子交付」をご参照ください。

## 5. 決済

未決済の建玉は、反対売買（転売もしくは買戻し）を行うことで決済することができます。決済方法は差金決済に限られます。転売もしくは買戻しの注文が約定した場合、同数量の売り建玉と買い建玉はスクエア状態と表示されて取引画面上に残りますが、ロールオーバー処理が行われると取引画面上からも消去されます。

本取引では約定した日時が古い建玉から順次決済していく **FIFO**（ファーストイン・ファーストアウト＝先入れ先出し法。詳しくは「【13】取引に関する用語集」をご参照ください。）を採用していますが、任意の建玉を指定して決済する指定決済もできます。ただし、指定決済は取引の種別によって機能が異なりますので、第1章から第3章の各「【1】取引の方法」で「決済方法」をご確認ください。

決済された建玉にかかわる損益は、ロールオーバー処理で取引証拠金に加算または取引証拠金から減算されます。

## 6. 取引口座の解約

お客様は、当社が指定する方法により取引口座の解約を申し出ることができます（詳しくは当社ウェブサイトをご参照ください）。ただし、建玉が残っている場合や、お客様の当社に対する債務がある場合は、事前にそれらの決済ないし弁済が必要になります。解約した場合の取引証拠金の返還については、解約した時点から、国内金融機関の営業日を基準とした4営業日以内に、お客様が指定された銀行等の口座に送金手続きを行うものとします。

## 7. インサイダー取引

お客様が日本の金融商品取引法に基づく「インサイダー情報」を保有している可能性がある場合と当社が判断した場合は、当該情報に関連する商品についてお客様の注文をお断りする場合があります。

## 8. その他

当社からの通知や報告の内容（通常は書面、電子メール、取引画面またはウェブサイトへの掲載によりますがそれらに限りません。）は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社管理部（0120-007-390）に直接ご照会ください。

# 【11】会社概要と連絡先

## 1. 会社概要

<input type="checkbox"/> 商号	サクソバンク F X 株式会社
<input type="checkbox"/> 代表者	代表取締役社長 小島 和
<input type="checkbox"/> 資本金	3 億円
<input type="checkbox"/> 本店所在地	〒106-0041 東京都港区麻布台 1-7-2 神谷町サンケイビル 10F
<input type="checkbox"/> 株主	SAXO BANK A/S（デンマーク王国コペンハーゲン）100%
<input type="checkbox"/> 事業内容	第1種金融商品取引業（関東財務局長（金商）第239号）
<input type="checkbox"/> 加入団体	社団法人金融先物取引業協会 日本証券業協会 日本投資者保護基金
<input type="checkbox"/> 主要取引銀行	三井住友銀行
<input type="checkbox"/> ウェブサイト	<a href="http://www.saxobank.co.jp/">http://www.saxobank.co.jp/</a>

## 2. 沿革

- 平成 18 年 4 月 三井物産フューチャーズエフエックス株式会社として設立
- 平成 18 年 10 月 社団法人金融先物取引業協会に加入
- 平成 18 年 11 月 三井物産フューチャーズ株式会社（三井物産株式会社 100%子会社）より外国為替証拠金取引事業を吸収して営業を開始
- 平成 19 年 6 月 アストマックス株式会社（JASDAQ）による買収に伴い商号をアストマックス F X 株式会社に変更
- 平成 21 年 6 月 SAXOBANK A/S（本社デンマーク）による買収に伴い商号をサクソバンク F X 株式会社に変更
- 平成 22 年 7 月 日本投資者保護基金に加入
- 平成 22 年 7 月 日本証券業協会に加入

## 3. 連絡先

- 電話 フリーコール 0120-007-390
- 電子メール info@saxobank.co.jp

## 4. 業務の内容および方法の概要

- 内容 当社は店頭デリバティブ取引を専門に扱っており、取引の方法は相対取引となります。
- 方法 (1)お客様の開拓について  
当社は、当社のウェブサイト、インターネットや新聞雑誌等の媒体およびセミナー開催を通じて商品を紹介し、興味をお持ちいただいた方から口座開設のお申し込みをいただいた場合に、適合性に関する審査をさせていただきます。そして、当社が適格であると判断した場合にのみ、お取引をさせていただきます。  
(2)取引の勧誘・受託について  
当社は、当社からの電話、訪問等によるお取引の勧誘は行いません。また、お取引に係る注文および照会は、取引証拠金の返戻を除いて、インターネットを介してのみ受け付けております。

## 【12】 禁止行為

金融商品取引法により、金融商品取引業者またはその役員もしくは使用人が下記の行為を行うことは禁止されています。

- a. 金融商品取引契約（お客様を相手方とし、またはお客様のために金融商品取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為。
- b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結を勧誘する行為。
- c. 金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問または電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限り。）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）。

- d. 金融商品取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- e. 金融商品取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けたお客様が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。
- f. 金融商品取引契約の締結または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為。
- g. 本取引について、お客様に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部若しくは一部を補てんし、または補足するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- h. 本取引について、自己または第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- i. 本取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため、当該お客様または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為。
- j. 本取引ガイドの交付に際し、本取引ガイドの内容について、お客様の知識、経験、財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと。
- k. 金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- l. 金融商品取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 金融商品取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行若しくは脅迫をする行為。
- n. 金融商品取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該金融商品取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為。
- o. 金融商品取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。
- p. 金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為。
- q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により本取引を行う行為。
- r. 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の本取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として本取引をする行為。
- s. 本取引につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨等の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）。
- t. 本取引につき、お客様に対し、当該お客様が行う本取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。

## 【13】取引に関する用語集

本取引説明書で使用している用語や関連する用語の一覧および意味を以下に示します。以下、アルファベット順→あいうえお順で掲載しています。また、オプション関係の用語は最後にまとめて掲載していません。

### ●FIFO（先入れ先出し法）

FIFOとは、保有建玉に同一銘柄が複数ある場合、当該銘柄の決済時に、特に指定がない場合には約定した日時の古いほうの建玉から順に決済していくルールのこと。FIFOにおいては、デイトレード（日計り商い）優先のルールはない。

FIFOの例（同じ銘柄を取引した場合）

- |                   |   |
|-------------------|---|
| ① 4月1日に1100円で1枚買い | ③④で特に決済対象を指定せず（すなわち新規注文か決済注文かの区別がなく）注文を出すと、反対の建玉があれば自動的に決済が行われる。    |
| ② 4月2日に1200円で2枚買い | ③の売りでは①の買い建玉が転売決済され、④の売りでは②の買い建玉のうち1枚が転売決済される。そして、結果として②の買い建玉が1枚残る。 |
| ③ 4月3日に1300円で1枚売り |   |
| ④ 4月4日に1400円で1枚売り |   |

### ●GMT（Greenwich Mean Time）

グリニッジ標準時または世界標準時。

### ●GTC（Good Till Cancelled）

注文の有効期限を指定する方法の一つで、注文が約定するかキャンセルするまでを有効期限とする。

### ●相対取引（あいたいとりひき）

株式のような取引所取引とは異なり、売り手と買い手が直接に決めた価格やレートで取引すること。インターバンク市場はこの方式であり、市場参加者の銀行同士が直接取引を行っている。OTC取引（Over The Counter Transaction）ともいう。

### ●アスク（Ask）

価格を提示する側が売値を提示すること、または提示された売値のこと。提示された側（お客様）にとっては買値となる。オファー（Offer）ともいう。

### ●インターバンク市場（Interbank Market）

銀行間で行われる為替取引の市場。最低取引単位は100万ドルで、数十億ドルの取引が一度に行われることもある。外国為替市場には特定の取引所がなく、EBS（外国為替電子取引システム）、ロイター通信端末、外為ブローカーなどを通して相対形式で取引が行われる。

### ●受渡決済（うけわたしけっさい）

売買取引において原資産とその対価の授受により決済する方法。

### ●売り建玉（うりたてぎょく）

売付取引のうち、決済が終了していないもの。ショート（建玉）ともいう。

### ●売戻し（うりもどし）

買い建玉を手仕舞う（買い建玉を減じる）ために行う売付取引。

- オーダー (Order)  
取引における注文のこと。
- オーバーナイト建玉 (Over Night Position)  
翌日以降に持ち越された建玉。そうした取引をオーバー・ナイト取引 (Over Night Deal) という。
- 押し目買い (おしめがい)  
相場が上昇基調にある時に、一時的な下げ (と思われる) 局面で買うこと。
- 買い建玉 (かいたてぎょく)  
買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。ロング (建玉) ともいう。
- 買戻し (かいもどし)  
売り建玉を手仕舞う (売り建玉を減じる) ために行う買付取引。
- 外国為替取引 (がいこくかわせとりひき)  
ある国の通貨と他の国の通貨を交換することを「外国為替取引」といい、その交換する時の値段を「外国為替レート」と呼ぶ。
- 金融商品取引業者 (きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)  
外国為替証拠金取引や有価証券店頭デリバティブ取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいう。
- クォート、クォーテーション (Quote, Quotation)  
取引において価格を提示すること、またはその価格。
- 気配値 (けはいね)  
外国為替市場のその時点における取引を反映した為替レート。
- 差金決済 (さきんけっさい)  
店頭デリバティブ取引や先物取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することで決済する方法のこと。
- 指値注文 (さしねちゅうもん)  
価格の限度 (売りであれば最低値段、買いであれば最高値段) を示して行う注文。
- 直物取引 (じきものとりひき)  
インターバンク市場において最も取引高の多い取引形態。成約した日から2営業日後に実際の通貨の受渡しが行われる (ドル/加ドルは翌営業日)。スポット取引ともいう。ニュースなどで報道される為替レートは一般的に直物取引のレートをさす。
- 市場介入 (しじょうかいにゅう)  
各国の中央銀行等が為替レートを一定の水準に維持する目的でインターバンク市場の取引に参入すること。一国だけで行う単独介入に比べ、各国が歩調を合わせて行う協調介入の方が、市場に対する影響度が強い。

- 自動ロスカット（じどうロスカット）  
損失が所定の水準に達した場合に、建玉を強制的に決済する機能。
- 主要通貨（しゅようつうか）  
世界の外為市場で取引量の多い通貨を言う。一般的にはドル、ユーロ、ポンド、円、スイスフラン、豪ドル、加ドルなどを指す。メジャー・カレンシー（Major Currency）ともいう。
- ショート（Short）  
売り建玉のこと。
- スプレッド（Spread）  
一般的には価格や金利の差を意味し、為替取引では主に売値と買値の差をさす。インターバンク市場では、取引の公正を保つために、取引相手方には売値と買値の両方を同時に提示する2ウェイプライス方式を採用している。例えば115.00-03のように相手から提示された場合、安い方のレート（115.00）が売りつけレート、高い方のレート（115.03）が買いつけレートとなる。
- スワップポイント（Swap Point）  
外国為替取引で一定期間後に通貨を交換する場合、期間に応じた取引通貨間の金利差調整分の受払いが生じる。この金利差調整分がスワップポイントの主な要因。例えば日本の金利より米国の金利が高いという状況では、ドル買い円売りを行った場合、受け取りの金利（ドル金利）の方が支払いの金利（円金利）より高いため、スワップポイントはプラスとなり、期間に応じた受け取りが生じる。逆にドル売りを行った場合は、スワップポイントの支払いが生じることになる。
- デイトレード、デイトライト取引（Daylight Deal）  
翌日以降に建玉を持ち越さず、その日のうちに決済してしまう取引のこと。日計り取引。当社の場合は、毎朝行われるロールオーバー処理を区切りとした約24時間で新規建玉から決済までを行う取引。
- デリバティブ（Derivatives）  
金融派生商品。株式や債券などの既存の金融商品をもとに生まれた新しい形態の金融取引。先物取引、スワップ取引、オプション取引等の総称。
- 店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）  
外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引のこと。
- 店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）  
店頭デリバティブ取引のうち、通貨・金利等の金融商品の先物取引をいう。
- 途転（どてん）  
買い建玉から売り建玉に、または、売り建玉から買い建玉に一気に転換すること。
- 値洗い／評価損益（ねあらい／ひょうかさんえき）  
株価先物指数取引や商品先物取引などにおいて、取引所が毎日発表する清算値段と、未決済建玉の当初買付け値段（または売付け値段）を比較し、帳簿上の評価計算を行うこと。  
※当社では、リアルタイム計測によって、インターバンク市場の実勢レートを基準に、お客様の未決済建玉の損益評価を行い、当社の定める計算方法において、お客様の現在の預託証拠金状況を常に把握できるしくみを採用し

ています。

●バリュー・デイト (Value Date)

決済日のこと。インターバンク市場では、実際に通貨の交換を行う日をいう。

●ビッド(Bid)

価格を提示する側が買値を提示すること、または提示された買値のこと。提示された側（お客様）にとっては売値となる。

●ピップ (Pip)

為替レートで値動きのベースとなる単位。ドル/円、ユーロ/円などでは小数第 2 位の桁（銭）をさし、1 銭 = 1 ピップとなる。ユーロ/ドルやポンド/ドルでは小数第 4 位の桁で、通貨ペアにより異なる。ポイント (Point) ともいう。

●フォレックス (Forex)

外国為替のこと。Foreign Exchange の略。単に F X ともいう。

●フォワード取引 (Forward)

先渡し取引のことで、インターバンク市場では通貨の受渡し期日が 2 営業日後を越える取引を指す。フォワードレートは直物レートと金利から算出される。

●ヘッジ (Hedge)

保険つなぎともいう。現物市場での価格変動リスクを先物取引やオプション取引を利用して回避するなどの行為。

●マーク・トゥ・マーケット (Mark to Market)

建玉を実際の市場レートで評価し、現在価値に引きなおすこと。評価替え。

●マーケット (Market)

市場のこと。為替取引では一般的にインターバンク市場を指す。

●戻り売り (もどりうり)

相場が下降基調にある時、一時的な上昇（と思われる）局面で売ること。

●約定 (やくじょう)

取引が成立すること。成立した値段を約定値という。

●流動性 (りゅうどうせい)

流動性とは、市場がどれだけ多くの取引を消化できるかという取引量の多寡のことで、大量の注文でも速やかに成立させることができる市場は流動性が高いといえる。

●両建 (りょうだて)

既存の建玉を決済せずに、新たに同一銘柄で売買区分が反対となる新規取引を行ない、売り買い両方の建玉を同時に持つこと。

- レバレッジ (Leverage)  
本来は槌子（てこ）の作用という意味。証拠金取引では、取引の総額がその取引を行うために必要とされる取引証拠金の何倍に当たるかを表す。
- ロールオーバー (Roll Over)  
決済を一日ずつ繰り延べていくオペレーションのこと。インターバンク市場のスポット取引は通常、翌々営業日に決済されるが、外国為替証拠金取引においては、建玉を決済しない限り、決済を1営業日ずつ繰延べるため、長期間でも建玉を保有することが可能となる。ロールオーバーの際にスワップポイントの受け取りもしくは支払いが生じる。
- ロスカット (Loss Cut)  
損切り。建玉が損勘定になっている場合に、それ以上の損失拡大を防ぐために取引を終了すること。
- ロング (Long)  
買い建玉のこと。

---

#### オプション取引関係の用語

---

- アウト・オブ・ザ・マネー (Out Of The Money)  
権利行使価格と原資産の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、損失が発生する状態のことで、コールオプションでは権利行使価格が原資産の価格を上回る場合、プットオプションでは権利行使価格が原資産の価格を下回る場合をいう。
- アット・ザ・マネー (At The Money)  
権利行使価格と原資産の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、損益が生じない状態のことで、コールオプション、プットオプションとも権利行使価格と原資産の価格が等しい場合をいう。
- イン・ザ・マネー (In The Money)  
権利行使価格と原資産の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、利益が生じる状態のことで、コールオプションでは権利行使価格が原資産の価格を下回る場合、プットオプションでは権利行使価格が原資産の価格を上回る場合をいう。
- エクササイズ (Exercise)  
権利行使のこと。
- カバード・コール (Covered Call)  
原資産の保有とコールオプションの売りを組み合わせたもので、利回りの向上を狙う場合などに用いられる投資戦略のひとつ。
- ガンマ ( $\gamma$ )  
オプションのリスク指標のひとつで、原資産の価格変化に対するデルタの変化額を表す。  
ガンマ=デルタ値の変化幅/原資産価格の変化額  
ガンマの値が大きくなるほど、原資産の価格が変動した時のデルタの変化が大きくなり、ガンマが小さくなれば、原資産の価格が変動してもデルタの変化は小さくなる。なお、価格変動リスクを回避するためにデルタヘッジを行う時、ガンマの値が大きければデルタの変動も大きくなるために、建玉を頻繁に調整する必要が生じる。

●権利放棄（けんりほうき）

オプションの買方が、権利行使期間満了日になっても権利行使を行わないことを「権利放棄」という。

●ストライクプライス（Strike Price）

権利行使価格のこと。

●ストラドル（Straddle）

オプション取引において、原資産の価格変動性に着目した投資戦略で、同じ限月、権利行使価格のコールオプションとプットオプションを組み合わせたもの。

●ストラングル（Strangle）

オプション取引において、原資産の価格変動性に着目した投資戦略で、同じ限月のコールオプションとプットオプションを異なる権利行使価格で組み合わせたもの。

●セータ（ $\theta$ ）

オプションのリスク指標のひとつ。時間変化に対するオプション価格の変化額を表し、次のように表記することができる。

セータ＝オプション価格の変化額／残存日数の減少

オプションの価値は時間の経過とともに減少するが、セータの値が大きくなるほど、1日経過したときのオプション価格の減少が大きくなる。

●デルタ（ $\Delta$ ）

オプションのリスク指標のひとつ。原資産の価格変化に対するオプション価格の変化額を表し、次のように表記することができる。

デルタ＝オプション価格の変化額／原資産価格の変化額

デルタは0から絶対値1の間の値となり、デルタ値が絶対値1に近づくほど、オプション価格は原資産の価格変動の影響を大きく受けることとなる。デルタを利用することにより、保有するオプションの価格変動リスクを回避することができ、これをデルタヘッジという。

●ブラック・ショールズ・モデル（Black & Scholes Model）

フィッシャー・ブラックとマイロン・ショールズが考案したオプションの理論価格の計算モデル。計算に必要なデータ（原資産の価格、権利行使価格、残存期間、変動率、金利）が容易に入手でき、計算も簡易に行うことができるため、実務界では広く用いられている。

●プロテクティブ・プット（Protective Put）

原資産の保有とプットオプションの買いを組み合わせたもので、原資産の価格下落リスクを回避する場合などに用いられる投資戦略のひとつ。

●ベガ（ $v$ ）

オプションのリスク指標のひとつ。原資産のボラティリティ変化に対するオプション価格の変化額を表し、次のように表記することができる。

ベガ＝オプション価格の変化額／ボラティリティの変化幅

ベガは、権利行使価格、満期日が同じであれば、プット、コールとも同一の値となり、アット・ザ・マネーで最大となる。

● ボラティリティ (Volatility)

原資産の価格変動の度合いを示すもの。変動が激しい状況ではボラティリティは高い数値となる。過去の価格の変動から求めたものをヒストリカル・ボラティリティ (H.V.) といい、実際にオプション取引が成立した時のオプション価格から、ブラック・ショールズ・モデルに代表される理論式を用いて逆算したものをインプライド・ボラティリティ (I.V.) という。

以上